

中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度
イラク
(改訂版：2014年3月)

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地コンサルティング会社Al Tamimi& Co.に2011年に作成委託し、その後、現地法律事務所Nuri Yaba Law Office に改訂版を作成委託して2014年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんことを予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail:OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail:Info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

目 次

I. 事業関連法令の最近の傾向と話題.....	1
II. 貿易・外国為替政策	1
1. WTO加盟および二国間／多国間貿易協定の締結.....	1
2. 貿易・為替管理政策	2
3. 関税制度	8
4. 為替管理政策.....	13
5. 輸出入通関	15
6. 物品の検査	15
III. 外国投資政策.....	16
1. 投資の受け入れ／推進方針および所轄官庁	16
2. 外国資本投資に対する制限.....	19
3. 外国資本投資に対するインセンティブ	20
4. 課税制度	24
5. 外国人の雇用に対する制限.....	26
6. 知的財産権の保護.....	36
7. 外国事業体の設立手順および必要書類	39
8. 資金調達および会計	52
9. 外国事業体の閉鎖手続きおよび必要書類.....	53
付録1：新関税が適用された品目リスト	56
付録2：①外国人の雇用(FAQ)	62
②一般的な雇用規則(FAQ)	63

中東・北アフリカ諸国の貿易・投資関連法制度

イラク

(改訂版：2014年3月)

I. 事業関連法令の最近の傾向と話題

イラクでは近年、イラク市民がテロの拡大と治安の悪化に苦しみ、爆撃やその他の攻撃による死者の数は2006-2007年度以降最悪となっている。

イラクにおける政治と治安の悪さにもかかわらず、イラク経済は成長を続けており、その成長には外国企業が大きな役割を果たしている。イラクのGDP成長率は、今や世界のトップ10に位置している。イラク南部で活動する国際石油資本は事業を拡大し、石油輸出の増加に貢献している。外国企業は、イラクの電力セクターの再興・再建に貢献している。CitibankやStandard Charteredなどの国際銀行は、既にイラクに支店を開いているか、あるいは2014年末までには開く予定である。住宅建設事業は増加しつつあり、大手国際ホテルがバグダッド、クルド地域、カルバラで営業している。国際航空会社は、バグダット、バスラ、ナジャフ、アルビル、スレイマニヤ行きの航空路を増やしている。

治安とテロは短期的にイラクにとって問題となり続ける可能性が高いものの、イラク経済は成長を続け、外国企業はイラクへの投資機会を探し続けると思われる。

II. 貿易・外国為替政策

1. WTO加盟および二国間／多国間貿易協定の締結

1) WTO その他の二国間／多国間貿易協定

イラクは2008年8月11日、米国とイラク間の貿易と投資を促進する目的で米国と貿易協定を締結した。イラクは多数国間投資保証機関(MIGA)に加盟しており、世界貿易機関(WTO)では現在オブザーバーの地位にある。加えて、アラブ連盟加盟国との間で9種類の多国間協定に参加しているほか、世界32カ国と二国間協定を締結している。日本と締結した主な協定は次のとおりである。

i. 1974年二国間経済協力協定(於東京)

ii. 1978年航空業務に関する二国間協定

iii. 2014年2月25日 日・イラク投資協定発行

また、アラブ連盟の GAFTA (大アラブ自由貿易地域) の枠組みでは、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、オマーン、カタール、シリア、チュニジア、イエメン、スーダン、UAE との間で自由貿易協定を締結している。

さらに現在、エジプト、フランス、ドイツ、ヨルダン、オマーン、シリア、英国、イタリア、レバノン、ルーマニア、トルコとの間で投資協定に関する交渉が進行している。

2. 貿易・為替管理政策

1) 貿易・為替管理政策／制度の概要

本第2項で後述する。

2) 所轄官庁

総合関税委員会 (General Commission of Customs)

所在地

Building 377/332 in Hay Al-Wida nearby Uqba Bin Nafe Quarter District Nos
903, Street Nos 99, Building Nos 91.

郵送の宛先

PO Box 317

Al Alwia Office

Iraq Customs Directorate

Baghdad

電子メール

Iraq-Customs@yahoo.com

Iracustinfo@yahoo.com

3) 持込許可

イラク関税法により物品の輸出入は制限、禁止されている。
旅行者は以下の物品は制約内であれば自由にイラクに持ち込むことができる。

- 紙巻きたばこ200本
- 葉巻たばこ50本
- その他のたばこ250グラム
- ワイン、アルコール類1リットルまで
- 香水500ミリリットル（開栓した小瓶2本）

4) 輸入禁止品目

- イスラエル通貨
- 違法薬物
- 銃、爆発物、弾薬（許可を得ている場合を除く）
- ナイフ、凶器
- 核物質（正当な産業目的または医療目的である場合を除く）
- 肉製品、乳製品
- 宗教上または歴史上重要な工芸品
- アンティークカーペット
- 公共の利益に反する雑誌、映画、その他の資料
- ペットなどの動物（許可を得ている場合を除く）
- 偽造貨幣、偽造品
- ポルノ本など

5) 輸入制限

- 爆発物の製造に使われる原料（肥料を含む）は、貿易省（Ministry of Trade）から特別許可を取得しない限り、イラク国内に持ち込んではならない。
- 植物および植物製品物は、貿易省の許可を必要とする。

- 鳥インフルエンザが発症した国から、無許可で鳥・家禽製品をイラクに輸入してはならない。
- 犬、猫などのペット類の輸入は、イラク動物検疫の検査を通過しなければ許可されない。ペットを輸入するには、伝染病にかかっていないこと、狂犬病ワクチンを接種したこと、を確認できる国際保健証明書が必要とされる。

6) 原産地に関する制限

イラクへの輸入品は、原産地証明を必要とする。原産地証明の条件および証明免除を適用するケースについては、総合関税委員会委員長の決議により決定する。

- a) 原産国以外での加工などを経て原産国以外の国から輸入される物品は、原産国に適用される関税と、輸出国に適用される関税のどちらか高い方が課される。
- b) 原産国以外の国で製造された物品は、財務相の規則に基づく製造レベルに応じて、原産国と製造国のどちらかの関税が課される。

7) 輸入関連の他の法律／協定

1979年法第54号では、標準化・品質管理中央機構（COSQC）の設立が規定されている。COSQCは独立した政府機関であり、政府省庁および国営企業の品質管理・標準化の問題を扱うコンサルタントとして機能している。COSQCの主な職務は、品質保持期間に関する国内法令に基づく食品規格など、各種の基準を定めることである。

COSQCの定めた食品基準により、イラクに輸入されるすべての食品にはラベル表示義務が課される。表示が義務付けられている主な項目は次のとおりである。

- a) 食品の名称
- b) 原材料リスト
- c) 正味内容量および固形物重量（メートル法）
- d) 製造／梱包／販売／輸入／輸出／供給業者の名称と所在地
- e) 原産国
- f) ロット識別記号
- g) 製造日および保存方法

- h) 使用方法
- i) 量的原材料表示

さらに、食品または農産物を輸入するときは以下の一般要件が強制的に課される。

- a) イラク市場に輸入または持ち込まれる食品は、必ずラベルを貼付すること。
- b) 食品のラベルは、イラク市場にある他の食品との混同を招く方法で貼付しないこと。
- c) 豚肉やそのエキスを少しでも含む製品は、豚肉を含有していることを明瞭にラベルに表示すること。
- d) イラク市場に持ち込まれる製品のラベルは明瞭に表示され、通常の購入時の状態を維持していること。図などを使用してラベルの表示情報を隠してはならない。また、適切な色、サイズのラベルを使用すること。
- e) 製品が外装におおわれている場合でも、陳列時に関連情報を完全に表示できる状態であること。
- f) ハラル食品に関しては、イスラム聖法（シャリーア）を遵守すべきことが食肉処理に関する食品基準に規定されている。また、食肉処理に際しては清潔で鋭利な刃具を使用し、調製および内臓摘出の前に完全に血を除去すべきことが規定されている。

農業省によると、生きた動物を輸入しようとする者は貿易省に申請書を提出する義務を負う。申請書には以下の情報を記載する。

- a) 輸入する動物の種名、属名、数、重量、繁殖／食肉処理目的の有無
- b) 原産国
- c) 輸送手段、原産国の船積日・積出し場所、仕向地の到着日時・場所、原産国からイラクまでのルート

生きた動物を輸入する者が外国人である場合には、パスポートの写しなどの追加書類を提出する必要がある。動物が仕向地に到着した後、輸入者である人または事業者は幾つかの書類を提出する必要がある（在原産国のイラク大使館もしくはイラク領事館が発行した原産地証明書、原産国から取得した国際動物衛生証明書など）。国際動物衛生証明書には、当該動物が感染症などの伝染病や疫病にかかっていないことが記載されて

いなければならない。

さらに、イラクの法令に従い、食品または農産物を輸入する者は、輸入許可証、輸入者IDカード、および輸入品を記載した文書を貿易省から取得する必要がある。

なお、標準化・品質管理中央機構（COSQC）は2011年6月から、上述の食品・農産物に加えて、工業製品を含む約90カテゴリーの消費財についても、イラク国内規格への適合認証試験、検査証の発行を含む輸出書類の輸出前検査を義務付けている。検査は大手の国際検査会社が代行し、提出書類は、プロフォーマ・インボイス、LC（利用の場合）、規格適合認証証明書、製造者の品質管理にかかる各種証明書（ISOなど）などとなっている。

輸入許可証：

イラクに物品および機器を輸入する者（人または団体）は、輸入許可証を取得する必要がある。関係法令である 1984 年関税法第 23 号に従い、以下の書類を輸入地点に最も近い税関に提出する必要がある。

- a) 税関申告書
- b) コマーシャルインボイス、これには製品の詳しい記述、原産国、製造者の住所氏名、輸出地の商工会議所の証明書などを必要とするものを記載する必要がある。
- c) 船荷証券（写しコピー3通）
- d) 梱包明細書（コピー2通）
- e) 関税局長から要求がある場合は原産地証明書

有限責任会社（LLC=Limited Liability Company）の輸入許可証に必要な書類は次のとおりである。

- a) 登記認可証のオリジナルのコピー
- b) 会社の財務諸表のオリジナルのコピー
- c) 初回議事録のオリジナルのコピー
- d) 取締役社長の ID のコピー
- e) 弁護士または手続きを行う者の委任状

支店に関しては、輸入許可証を取得するために以下の書類が必要である。

- a) 登録官が当該年度について押印した支店の会社登記認可証のコピー
- b) 親会社の定款のコピー
- c) 親会社の登録証明書のコピー

- d) 支店長がイラク人の場合は ID のコピーおよび顔写真 2 枚、外国人の場合はパスポートおよびイラク居住許可証のコピー
- e) 支店長の委任状
- f) 会社事務所の賃貸契約書コピー
- g) 手続を行う弁護士の委任状
- h) 契約の存在を確認する政府当局発行書状および輸入品リスト

手続きは終了までに 1 週間から 10 日を要し、その後、支店長の名前で輸入者 ID も発行される。輸入許可証は租税要件または課税免除とは別である。

注意すべきことは手続きおよび必要書類は輸入地点によってかなり異なる点である。実際には、この要件リストが物品輸入に必要な書類および輸入品の通関手続きをすべて包括しているわけではなく、イラクの税関を通して物品の標準貨物を輸入するには別の手続きを要求されることがある。KRG=Kurdistan Regional Government(クルディスタン自治政府)へ輸入するために必要な手続きおよび書類は、イラクの場合とは異なる。

イラクの法律では、明確に禁止されているものを除き、あらゆる物品の輸入が許可されている。禁止品目は、武器、違法薬物、核技術または核物質などに限られる。以下の品目は、貿易省から特別免許を取得しない限り、輸入してはならない。

- ・ 商工業用途の非軍用爆発物
- ・ 爆発物の製造に使われる原料（肥料を含む）
- ・ 鳥インフルエンザが発症した国の鳥・家禽製品
- ・ 特定の拡散防止条約の対象となる、または国連で禁止されている技術

輸出許可証：

輸出許可証に関しては、関税法の第 27/3 条に従い、イラクからの輸出は貿易省企画部輸出入課が発行する許可証を取得して行わなければならない。

輸出許可証の取得に必要なもの：

- a) 輸出者の身分登録番号（「ID」）
- b) イラク中央銀行に預けられた輸出品目の金額に相当する担保の証明（ただし、実際にはこの要件が実施されないこともある。）

輸出者 ID の取得または更新には以下が必要となる。

- a) 地元の商工会議所での登録と輸出者 ID の所有者
- b) 印刷された申請書に輸出者の詳細と活動などを記入し、商工会議所の身元証明を添えて貿易省企画部に提出する。

- c) 申請書は貿易省から財務省へ送られ、輸出者は手数料（約 50 米ドル）を支払う。
- d) 輸出者 ID の発行は 2、3 日以内となる。

注意すべきことは、輸出者 ID を毎年更新しなければならない点である。また、輸出の都度、輸出許可証が必要となる。

船舶、列車、車両、航空機、またはその他の輸送手段は、船便であれ、航空便であれ、関税法第 38 条の規定に従って積荷目録を提出し、出国のための輸出許可証を取得していない限り、イラクを輸出することはできない。

3. 関税制度

1) 所轄官庁：

総合関税委員会 (Iraq General Commission of Customs)

所在地

Building 377/332 in Hay Al-Wida nearby Uqba Bin Nafe Quarter District
Nos 903, Street No 99, Building No 91.

郵送の宛先：

PO Box 317

Al Alwia Office

Iraq Customs Directorate

Baghdad

電子メール：

Iraq-Customs@yahoo.com

Iracustinfo@yahoo.com

イラク総合関税委員会関税部の公式 Web サイトによると、同組織の目的は次のようにまとめることができる。

A) 国家財政のための収入確保

総合関税委員会は財務省に属し、政府財源に充当する収入を徴収する上級組織の

一つである。近年は、総合関税委員会による収入が国庫の総収入の中で大きな割合を占めている。総合関税委員会の主な収入源は、関税法に基づき物品・輸出入原料に賦課される関税ならびに通関料のほか、生産税、没収・積立金、売主が競売に出した物品、その他、検査、保管、積込みなどの業務から生じる収入である。

注：通関料は通関に伴う税関の手数料である。

B) 外部貿易活動団体の編成

総合関税委員会は、外部の貿易活動団体を組織化している。法令および当該団体の特別な指令を遵守させることにより、法令違反を防止し、違法物質や禁止物質の輸出入を防止することを意図している。

C) 社会保護

税関は、幻覚剤などの薬物やわいせつな写真・映画が国内に違法に持ち込まれるのを防止するなど、有害事象から地域社会と市民を保護する上で重要な役割を果たしている。

D) 密輸防止

総合関税委員会の主要業務の一つが、あらゆる手段を講じてイラクにおける密輸行為を防止することである。密輸行為は国家の社会経済に悪影響を及ぼすため、国内各地および国境付近にさまざまなシステムとスタッフを配置して密輸行為の防止に努めている。

E) 国内製品の保護

関税は、国内の製品・産業を保護する上で特に重要な手段と考えられている。同一の輸入品に対する関税額を引上げることにより、不公平な競争から国内製品を保護することができる。具体的には、提案する関税率の平均値に対して合意を得た後、関係当局者が関税率の引上げを提案する。

F) 法令に関する意見提出

総合関税委員会は、法令および各種国家機関（税関が関係する機関を含む）が発布する指令について見解を提出する。また、アラブ諸国その他の諸外国とイラクの二国間協定または多国間協定で税関が関係している限りにおいて、勧告を提出する。

2) 免税品目／区分

軍事関連の免税

以下の品目は関税その他の公租公課が免除される。

- a) 軍および国内治安部隊のために輸入される弾薬、兵器、補給品、医薬品、輸送車両、衣類。
- b) 支援、寄贈、売買により、イラク国内のパレスチナおよびアラブ諸国の解放運動団体、またはその関係者に対して送られる。

上述の輸入品は関税その他の公租公課を課さずに販売され、販売収益は国庫に委譲される。

個人的携帯品および家具

自動車を除き、以下の品目には関税その他の公租公課が課されない。

- a) イラク人およびイラクに居住する人に属する個人的携帯品、家庭用品、および家具。
- b) 個人的用途として用意された、旅行者に属する寄贈品、個人的携帯品・器具。
- c) 以前にイラク共和国を居住地としていた所有者の家具・個人的携帯品で、前に国外に持ち出した後、所有者とともにイラクに戻った家具・個人的携帯品。

返却品

輸出品に対する戻し税が還付済みであるという証拠があれば、以下の物品には関税その他の公租公課がかからない。

- a) 国産品であることが明示的に証明されている返却品。
- b) 一時的に輸出した後に再輸入され、公租公課を支払うことにより国産品の性質を得た物品および包装材。

製造、修理、その他の目的を達成させるために一時的に輸出する物品については、財務相の決議により規定される限度内で関税その他の公租公課を支払う。

上記の物品に対して関税その他の公租公課の支払が完了した後、再輸出する際は、法の規定に基づき戻し税として還付を受けることができる。

その他の免税

以下の物品は、財務相が決定する条件および制限に基づき関税その他の公租公課が免除される。

- a) 商品見本
- b) 公海上の船舶、航空機で使われる食糧、燃料、潤滑油、スペア部品、その他の必要物資、および外国行き航路の乗客・乗員が使用する必要物資（互惠主義の限度内）
- c) 宣伝用に作成された広報資料・ブランド品
- d) イラクで開催される国際博覧会に参加する外国人が輸入する、広報、接待、パーティおよび、パビリオン設置の目的で使われる展示・装飾用物品。
- e) 商業的性質のない個人の財産・物品（メダル、運動選手や科学者の賞品など）。

関税方式

現行関税率は5%であるが、これは連合暫定当局（CPA = Coalition Provisional Authority）命令第38号（CPA命令第70号により改正）により課される税金に基づいている。CPA命令第38号によれば復興税は2005年9月19日に失効している。

その後、この命令は幾度か延長されたが、その延長の期限も切れており、本報告書作成の時点で復興税を有効とする延長は実施されていない。実際には、イラク政府は関税に代えて5%の復興税の徴収を続けている。新たな関税法によって導入された新しい関税率表は「細分とその電子コード、区分、章、注釈および世界税関機構（WCO）が策定した世界基準に従った細分で構成されている」。なお、2014年1月2日から、ビールやたばこなどの嗜好品や家電など109項目につき、5%から80%の関税を適用する見直しがなされた。109項目以外の内容については、従来どおり5%の復興税が適用される。新関税が適用された品目リストについては付録1(P56)を参照のこと。

関税免除

イラクで事業を行う者はイラクの法令に基づく特定の関税免除について認識すべきである。「工業化」に使用するため1年間までの期間について輸入される物品は、以下を条件として、関税納付延期の対象となることがある。

- ・所有者がその品目を再輸出する、または税関の仮置場、倉庫もしくは自由貿易区に置くことを約束している。

- ・税関局長の関税一時免除などの許可を取得している。

実際には、税関は一時的輸入品には最長で6カ月の期間を適用しており、延長については当局への確認が必要である。

関係法令

イラクの関税制度に関連する法令は次のとおりである。

- a) 2004年CPA命令第38号
- b) 2004年CPA命令第54号
- c) 2004年CPA命令第70号
- d) 2004年イラク中央銀行法
- e) 2004年反資金洗浄法

他方、2004年のCPA命令第54号により、CPAからイラク暫定政権に全統治権限が委譲された後、イラク暫定政府が関税・輸入税などの公租公課を課すまでは、CPA命令が規定する復興税その他イラクの輸出入品にかかる類似の課徴金を除き、関税（輸入税）などの公租公課はすべて保留されることとなった。

以下の品目は、CPA命令で課される復興税が免除される。

- a) 食料
- b) 医薬品、医療機器
- c) 衣類
- d) 書籍
- e) イラク国民への人道援助またはイラクの復興支援として供給される輸入品
- f) 1961年ウィーン外交関係条約および1963年ウィーン領事関係条約に基づく免税品に該当する輸入品、ならびに国連の特権および免除に関する条約に基づき免除される輸入品
- g) 実施細則に定義される公益目的で使用または分配するため、国連などの国際組織、NPO、外国政府が輸入する物品

4. 為替管理政策

イラクでは、通貨交換に対する制約が一切設けられていない。イラク人であるか否かを問わず、誰でもイラクの国内外においてイラク通貨または外国通貨で銀行口座を開設でき、交換可能通貨でイラク国外に送金できる。ただし、銀行、金融機関、保険会社、証券会社などは反資金洗浄法を遵守する必要がある。

中央銀行は現在、市場の資金流動性に影響する以下の能動／受動的手段を有している。

- i. 外国為替オークション：中央銀行の政策目標に従って市場でドルを売買する。
- ii. 準備預金規制：各銀行に顧客預金の一定割合を保有させる。さまざまなレベルでの中央銀行への預け入れ、手元現金の保有、財務省（MOF=Ministry of Finance）証券の保有を求める。
- iii. 当座貸越し：中央銀行に準備勘定預金を有する銀行に対し、決済資金が不足した場合に日中当座貸越しを提供する。
- iv. 割引窓口：満期まで90日未満、裏書き2件以上の為替手形その他類似の銀行手形を割引する（現在は優良手形に対して11%を請求している）。
- v. 最後の貸手機能：慢性的な流動性問題を抱える銀行に対し、個別交渉による有担保貸付けを行う。
- vi. MOF証券窓口：銀行との間でMOF証券を額面価格で売買する。

A) 所轄官庁

イラク中央銀行

電子メール：cbi@cbi.iq

Webサイト：<http://www.cbi.iq/>

B) 為替レート管理制度

為替レート管理制度は、イラク中央銀行法と関連細則の下で管理されている。イラク中央銀行法に従い、イラクの為替レート管理制度はイラク中央銀行（CBI=The Central Bank of Iraq）が統制している。

C) 貿易取引および貿易外取引に対する制限

貿易取引の制限事項については、法律に規定がない限り、決済通貨が指定されていない点が注目される。雇用関連の支払では、イラクの法律はIディナールのみを使って決済するよう規定している。裁判所への納付についても、Iディナール以外は使用できないことがイラクの法律に規定されている。輸出入の決済については、イラクの法律は特定通貨の使用を一切規定していない。よって契約当事者間で決済通貨を決定することになる。

加えて、契約当事者が決済を完了するまでの期間や支払方法についても、イラクの法律は具体的事項を規定していない。ただし、イラクでの決済方法としては信用状が最もよく使われていることに留意する必要がある。

貿易外取引に関しては、運賃や保険料の支払、仲介貿易などのサービス提供の支払において外貨を使用することは何ら制限されていない。

D) 資本取引に対する制限

2004年反資金洗浄法に基づき、CBIは、一定金額を超える取引をする者に対して届出を要求する権限を有する。具体的には、イラクと外国との間で1,500万Iディナールを超える通貨または通貨代替物を運ぶ場合には、資金洗浄通報局および、またはイラク税関に届出をするよう要求できる。

さらに同法第22条の規定により、金融機関は50万Iディナール以上の全取引の記録を保管することが義務付けられている。また、金融機関はこの記録を5年以上保存する義務を負うことも同22条に規定されている。

5. 輸出入通関

1984年法第23号（関税法）に基づく輸出入通関手続きを以下に述べる。

同法によると、物品の所有者または法定代理人は、詳細な申告書を提出する前に物品を検品することができる。また必要であれば、関税部(Customs Department)の監視下で行うことを条件として、関税部から許可を得た上で貨物からサンプルを取ることができる。取得したサンプルにも公租公課が課される。

貨物をイラクに輸入するときは、税関当局(Customs Authority)の規則に従って次のように処理する。

- i. 課徴金が課されない輸入貨物は、原産地のイラク大使館による証明（商業査証）が必要とされる。証明を受ける必要のある書類は原産地証明書とコマーシャルインボイスである。
- ii. 輸入業者／貨物受取人は、貨物がイラクに運び込まれる前に、輸入許可証を取得していなければならない。
- iii. パッキングリストとインボイスは英語とアラビア語で作成する必要がある。

6. 貨物の検査

申告書の登録が完了した後、税関管理局が発行した規制細則に従って関税部が貨物の全部または一部を検査する。この作業は税関の構内で行う。場合によっては、所有者が提出した申請書に応じて、税関の外で実施することもできる。この場合は、税関管理局が決定する規則に従って、所有者の費用負担で検査を行う。検査場所への貨物の運搬、開梱、再梱包など、検査に必要な作業は、申告者が費用を負担し、申告者の責任の下で行う。さらに、関税法第63条には、税関の倉庫または指定の検査場所に置かれた貨物を関税部の承諾なしに運搬してはならないことが規定されている。

加えて、禁制品が存在する疑いあるときや、税関申告書類の内容に反する品目があるとき、または、関税部が決定した期間中（送達日から10日以内）に所有者または代理人が検品に立ち会うのを拒絶したとき、関税部は荷物を開梱し検品することができる。この件について必ず議事録を作成する。関税部および所有者は、貨物の分析結果に異議を申立てることができる。

分析または検査の結果、貨物が有害であると判明した場合、関税部が所轄官庁と協力して当該貨物を破棄することができる。破棄作業は、所有者またはその代理人の立ち会いのもとで所有者の費用負担で行う。関税部が猶予する期間の中であれば、この

貨物を再輸出することができる。所有者が立ち会いをしないか、書面通知を受領した後、再輸出しない場合、所有者の費用負担で貨物を破棄する。この件について必ず議事録を作成する。重量を基準に有税貨物を検査する場合、検査条件と課徴金の計算方法は財務省関税部委員会の決議により決定する。関税部が貨物と書類を検査してもなお申請書の内容の真正さを確認できない場合には、検査を中止し、適切な期間内に必要書類を要求することができる。

検査の結果、申請書の内容に食い違いが発見されなければ、申告書の内容に従って公租公課を徴収する。この公租公課の徴収は検査結果に基づいて行われるものであり、その後、必要に応じて関税法の規定に従って税関部が罰金を徴収する権利は損なわれない。

III. 外国投資政策

1. 投資の受け入れ／推進方針および所轄官庁

1) 外国投資政策／計画の概要

連合暫定当局（CPA）の外国投資に関する命令第39号（以下「本命令」という）の第2条～第5条により、外国人投資家はイラク人投資家と同じ有利な条件でイラクに投資する権利を有する。さらに、関係法令で明示的に規定されていない限り、新設または既存の事業体に参加する外国人投資家による投資額には制限がない。また、外国人投資家はイラクに駐在員事務所あるいは支店を設立できる。その場合、イラク貿易省の会社登記局(Company Registrar)に登記する義務を負う。

外国投資の実施（CPA命令第7条）

1. 外国人投資家は、自由に交換できる通貨またはイラクの法定通貨を使用して、以下の形態でイラク投資を実施できる。
 - a) 100%外国資本の事業体を設立する（外国人投資家の子会社としての設立を含む）。
 - b) イラク人投資家と共同で事業体を設立する。
 - c) CPA命令第5条に規定されている支店を設立する。

d) 投資物件を直接取得する。

2. 外国人投資家は以下を実施する権限を有する。

a) 自己の投資物件を占有・使用・処分する。

b) 事業体を経営する。または経営に参加する。

c) 法律に従って自己の権利と義務を他の人に委譲する。

d) イラク投資に関連する全資金を遅滞なく外国に移転する。具体的には以下の移転を含む。

i. 分配利益、配当金

ii. 自己のイラク投資物件またはその一部の売却などの処分が生じた収益

iii. 利息、ロイヤルティ、管理手数料など、契約に基づき支払われる報酬・料金

iv. 貿易省が承認する他の移転

e) 法により自己に与えられるその他の権限を行使する。

3. CPA命令の実施を支援するため、財務相と計画相の共同で規制を発行することができる。

1982年法第113号（所得税法）（CPA命令第37号、第49号、第84号により改正）の第7条によると、特別な租税引下げ措置が適用される所得は次のとおりである。

a) 農産物、畜産物（繁殖を含む）から生じる農業所得。

b) 不動産税第162号が課される不動産所得。

c) 法的に認められ、公共の利益のために形成された慈善・教育施設であるアル・アウカーフ、礼拝地、宗教機関の所得（職業、専門的職業、貿易から生じる所得を除く）。

d) 外交使節団が所属外交官に支払う給与・手当。当該使節団のイラク国民ではない外交官以外の職員に対しては、互惠待遇が与えられることを条件として、閣僚評議会が減免措置を決定することができる。

e) 国連の予算から国連の役人と職員に支払われる給与・手当。

- f) 社会奉仕部門の施設・企業（市政機関、地方自治体を含む）の利益。
- g) 特別な法律または国際協定により非課税とされる所得。
- h) 所得税法に規定されている海上輸送手段（石油輸送で使われる輸送手段）の所有者または借主の所得。
- i) 協同組合の所得。
- j) バグダッドに建設される豪華高級ホテルの所得。ただし建設期間中と開業から5年間のみ適用される。バグダッドの外部に建設された同等ホテルについては、開業から7年間減免措置が適用される。ただし、ホテルに付属するがホテル事業に関連しないショップ、ショールームなどの施設は、ホテルオーナーが賃貸するかホテルオーナーが直接開発した施設であつても減免措置を受けられない。
- k) 総合施設と契約する陸上輸送機関の非イラク人オーナーの所得。
- l) 石油・ガスをイラクの国内外に輸送するための機関の所得。
- m) 不動産の収用、用益権その他の原料権益の行使（種類や区分を問わず、かつ収用、強制収容、買換え、償却などの表現方法を問わない）によりイラク人受益者に支払われる金額。
- n) 公益施設、慈善団体、協同組合、文化団体、科学学術団体への寄付金。
- o) 焼き上がり重量120グラムと165グラムのパンを生産する製パン所の所得。
- p) 政府機関および国際機関は、イラク領域内では税金などの課徴金を支払う義務を負わない。
- q) CPA、多国籍軍、多国籍軍と連携して活動する各国の軍、または多国籍軍政府の省庁・機関に属する外国人職員、外国人請負業者／下請業者、およびその職員のうち、イラクに技術支援、財政支援、物流支援、行政支援などの支援を提供する者は、イラク領域内において、外国資産から生じる所得にかかる所得税その他類似の課徴金を支払う義務を負わず、CPA、多国籍軍、多国籍軍と連携して活動する各国の軍、または多国籍軍政府の省庁・機関から支払われる所得にかかる所得税その他類似の課徴金を支払う義務を負わない。
- r) 外国政府、国際機関、NPOの外国人職員、外国人請負業者および下請業者とその職員のうち、イラクに技術支援、財政支援、物流支援、行政支援などの支援を提供する者は、イラク領域内において、外国資源から生じる所得、および外国政府、国際機関、NPOから支払われる所得にかかる所得税その他類似の課徴金を支払う義務を負わない。
- s) さらに、以下の人も所得税を免除される。
 - i) 駐イラク外交使節団のメンバーとその家族（イラク国民を除く）。

- ii 領事館のメンバーとその家族（イラク国民を除く）。
- iii 外国の名誉領事。ただし名誉領事を指名した国から受けた所得のみに適用される。

2) 所轄官庁

国家投資委員会（National Investment Commission (NIC)）

電子メール：info@investpromo.gov.iq

Webサイト：<http://investpromo.gov.iq/>

2. 外国資本投資に対する制限

1) 制限／禁止対象業種および外国資本の所有権

CPA命令の第6条は外国資本投資に対する制限を次のように規定している。「天然資源の一次採掘および初期加工に関与する部門は外国事業体（外国投資家）の直接・間接所有が禁止されているが、外国資本はこれ以外のイラクのあらゆる経済部門で投資を行うことができる。ただし、CPA命令は銀行および保険会社には適用されないものとする」。さらに小売業に関しては、取引に従事する30日前までに、正当に認可されたイラク国内の銀行の無利子口座に10万ドルを預金しない限り「小売業に従事することを禁ずる」と規定している。所定の手順に従って預金すると、当該小売業に従事することを許可する文書が貿易省から外国人投資家に発行される。また、外国投資はイラクのあらゆる場所で実施できることも法律で規定されている。

2) 土地の所有権

初めに注目すべきことは、投資法（Investment Law）第10条第2項で変更が加えられたことを踏まえ、司法省／国務院が2010年決定第54号を發布し、外国人が全額出資または一部出資したイラク企業による土地所有の合法性を認めたことである。これにより、イラクの会社（外国人が全額出資または一部出資した会社を含む）は、自己の活動に応じて自己の会社定款に準じて土地を所有できることが（他の決定事項とともに）決定された。さらに、投資法第10条第2項が規定する投資目的の範囲内で（すなわち住宅事業を遂行する目的で）土地所有権を有することが決定された。しかし、実際にこの決定が適用されるケースは少ない。いずれにせよ、別の選択肢として土地を賃貸借することは従来どおり可能である。

3. 外国資本投資に対するインセンティブ

投資法

国家投資委員会（NIC=National Investment Commission、以下「NIC」）から投資許可証を取得した事業は、以下の便益を享受することができる。なお、投資法の規定は、石油・ガスの採掘・生産に対する投資および銀行・保険業部門に対する投資を除くあらゆる投資分野に適用されることに注目されたい。

投資許可証を申請できる事業は以下のとおりである（2009年規制第2号に列記されている）。ただし、投資許可証が与えられるのは SPFN（Strategic Projects of a Federal Nature；中央政府が扱うべき性質の戦略的事业）で、かつ資本が25万米ドル相当以上の事業に限られる。

- a) 資本が25万米ドル以上またはIディナール換算で同等額以上のインフラ整備事業。
- b) 地域同士の同事業、または同一地域を構成しない県同士の同事業。
- c) 投資法第29条に反しない天然資源の採掘に関連する事業。
- d) イラク共和国が当事者となっている契約から生じる事業。
- e) エンジニアリング、鉱物、石油化学、製薬の各産業、または各種車両の製造・生産に従事する事業。ただし、各事業の資本は5,000万米ドル以上またはIディナール換算で同等額以上でなければならない。
- f) 考古学・歴史分野を振興する事業。
- g) 道路、港湾、空港、鉄道などの輸送事業。ただし各事業の資本は3,000万米ドル以上またはIディナール換算で同等額以上でなければならない。
- h) 生産能力30MW以上の発電事業
- i) ダム・貯水池事業、灌漑面積2万エーカー（80.94平方キロメートル）以上の灌漑事業
- j) 通信事業
- k) 資本が10億米ドル以上またはIディナール換算で同等額以上の事業。
- l) このほか、閣僚評議会がSPFNとみなす事業。

投資許可証を取得するには、以下の関係書類を添えて NIC に申請する。

- a) NICが用意した申請用紙（必要事項を記入したもの）
- b) 公認銀行の作成した財務能力証明
- c) 投資家がイラクの国内外で遂行する事業
- d) 投資予定の事業の詳細とその経済的実現可能性
- e) 事業完了までの日程

NIC は、投資許可証発行の可否を決定するため、関連当局と調整する機関（ワンストップ・ショップ=One-stop-shop）として機能する。

上述にかかわらず、投資許可証の取得を申請しない場合でも、投資法に従い以下の特権と保証を享受することができる。2006 年（改正）投資法第 13 号では、NIC から投資許可証を取得した事業に対して以下のインセンティブを与えることを規定している。

- a) 営業活動を開始した日から 10 年間、公租公課が免除される。
- b) 投資事業目的で輸入する資産は、公租公課が免除される。ただし、投資許可証が付与された日から 3 年以内にイラクに輸入することを条件とする。
- c) 事業の拡張、開発、近代化のために必要とされる輸入資産は公租公課が免除される。ただし、NIC に事業の拡張などを通知した日から 3 年以内に輸入することを条件とする。
- d) 事業目的で輸入するスペア部品は、金額が固定資産額の 20%を超えない限り公租公課を免除される。ただし、他の目的で使用しないことを条件とする。
- e) ホテル、観光施設、病院、健康施設、リハビリテーション・センターおよび教育・科学機関の事業は、少なくとも 4 年に 1 回の交換および最新設備の導入を目的とする家具・備品・必需品の輸入に対しては、公租公課の免除が特別に認められる。ただし、輸入リストとその数量を NIC が承認した日から 3 年以内にイラクに輸入し、当該輸入目的以外の目的では使用しないことを条件とする。

上述の免除規定は以下の投資には適用されない。

- a) 石油・ガスの採掘・生産に対する投資
- b) 銀行・保険会社部門に対する投資

このほか、投資法は以下のインセンティブも規定している。

住宅事業

- a) イラク人投資家または外国人投資家は、住宅事業を遂行する目的でのみ、特別なシステムをもとに算出される収益と引換えに政府に属する土地・財産を所有できる。また、官民混合部門および民間部門に属する土地・財産を所有することができる。この件に関しては以下の制限が課される。
- i. 外国人投資家が義務の履行を完了し、投資許可証を発行した NIC が確認するまでは、自由裁量を防止するための但し書き（マーク）を財産譲渡証書に付す。
 - ii. イラク人投資家または外国人投資家は、土地または財産の所有権が付与されたときの目的を厳守し、土地または財産を下取り取引しないことを約束する。
 - iii. イラク人投資家または外国人投資家が投資法により土地または財産の所有権を与えられた後、投資許可証の発行元である NIC と締結した契約に規定された期間中、自己の義務を履行しない場合、不動産登記管理局は、NIC からの要請に基づき登記を取消し、販売価格を払戻す代わりに土地または財産を前の所有者に返却する。
 - iv. イラク人投資家または外国人投資家は、契約に規定された期間内に住宅ユニットを建設し、住宅事業に関して発行された指令に従って国民に販売または賃貸することを約束する。イラク人投資家または外国人投資家は、投資許可証の有効期間中、締結した契約に従って住宅事業の残り部分を処理することができる。
- b) イラク人投資家または外国人投資家は、自己の投資事業に従事するため、投資許可証の有効期間中、政府、民間、または官民混合セクター(mixed sector)の土地・財産を賃借することができる。賃借期間は、プロジェクトの性質と経済的実現可能性を考慮した上で更新可能とし、最長でも 50 年を超えないものとする。
- c) イラク人投資家または外国人投資家は、投資許可証の有効期間中、投資事業の所有権の一部または全部を別のイラク人投資家または別の外国人投資家に移転することができる。これには以下の制限が課される。

- i. 移転を受けた投資家は、投資許可証を発行した NIC から承認を得た上で、同一または別の専門分野の作業を継続する。
 - ii. 移転を受けた投資家は、投資法に規定されている権利・義務、および前の投資家が締結した契約に規定されている権利・義務を継承する。
 - iii. 契約により付与された特権、便宜、および保証を有する期間中にイラク人投資家または外国人投資家が事業の所有権を移転した場合には、移転を受けた投資家は、当該期間が満了するまでこれらの特権などを引き続き享受する。
- d) 投資許可証を付与した NIC は、許可証が期限切れとなった後、イラク人投資家または外国人投資家と契約を締結して、土地建物または建物のみ（個々の事業が継続して住宅事業であるか否かによって異なる）の投資事業を所有することができる。ただし、投資法に規定されている特権、便宜、保証は享受しないものとする。
- e) 投資家は、イラクに持ち込んだ資本およびその収益を、投資法の規定およびイラク中央銀行の指示に従い、交換可能な通貨で持ち出すことができる。ただし、事前にイラク政府その他の関係当局に公租公課の一切を支払うものとする。
- f) 投資家は、イラク証券取引所に上場されている株式および債券を売買でき、非公開会社(private stocks)および官民混合会社(mixed companies)の出資者の地位を得ることができる（投資物件が当該会社の資産に含まれている場合を含む）。
- g) 投資家は、株式および債券の投資ポートフォリオを形成することができる。
- h) 投資事業に従事するイラク人以外の技術者および事務系従業員は、イラク政府その他の関係機関に公租公課を支払った後、投資法に従い自己の給与および報酬をイラク国外に送金することができる。

なお、上述の特権および保証は、国際条約や二国間条約に基づき外国人投資家が享受できる他の特権に追加して与えられるものである。

4. 課税制度

イラクの所得税を扱う主な法律は1982年の改正所得税法律第113号（所得税法）と2007年源泉徴収税指令第1号（DDT指令=Direct Deduction of Tax Instruction）である。所得税法は、連合国暫定当局（CPA）が発した2004年の命令第49号および第84号によって大幅に改正されている。改正所得税法に従い、法人税は15%の定率であり、イラクで営業するすべての会社に課される。

これとは別に、イラクで営業する外国の石油会社に課される所得税の法律である2010年の法律第19号では、石油・ガスの採掘・生産および関連産業の分野でイラクにおいて営業する外国の石油会社、その子会社、支店または支所、および下請会社と結んだ契約によってイラクで得た所得に対して35%の税率が定められている。

課税対象となる所得には、給与、賃金および手当、住居割当に対する固定割合、食品割当に対する固定割合、公務員の所得、ならびに仕事関連以外で従業員が雇用主から受け取るその他の金額および給付金が含まれる（DDT指令第3条）。

税金は公共セクター、民間セクターおよび官民混合セクターで政府のために働くすべての従業員に課される（DDT指令第1条）。

雇用主は従業員から所得税を毎月徴収し、税当局へ直接送金する義務を負う（DDT指令第9条）。

所得税法およびDDT指令第10条に従い、所得税はイラク人従業員に対し、引当金および控除額を計算した後、次のとおり課される。

- 50万 I ディナール以下： 3%
- 50万超100万 I ディナール以下： 5%
- 100万超200万 I ディナール以下： 10%
- 200万 I ディナール超： 15%

イラクで働く外国人従業員に課される所得税に関し、法律ではイラク居住者（residents）と非居住者（non-residents）が区別されている。所得税法第1条第10項によると、居住者とは「所得が発生する年度中に、合計で6か月以上、または連続4か月以上の期間、イラクに居住する者」である。同条の第11項は、非居住者を「イラクにおいて、どのような収入源から所得が発生していたとしても、上記第10項に述べる居住者の資格を満たさない者」と定義している。DDT指令第5条第7項によると、イラク人以外のイラク居住者に限り、同法に基づく控除を受けることができる。源泉徴収部は、イラクで働く外国人が社会保障給付登録（下記参照）に含まれていない場合は、10～15%を税

金として差し引く。社会保障給付に含まれている場合は、イラク人従業員と同じ割合が適用される。なお、この情報は2013年10月時点で源泉徴収部から入手したものであり、イラクの法律に基づく裏付けはないことである。

納税に先立ち、各会社は総合租税委員会（GCT=General Commission of Taxation、以下「GCT」）の企業部に登録しなければならない。登録した会社にはファイル番号が与えられる。このファイル番号は、税当局とのあらゆる連絡および支払時に使用しなければならない。雇用主はGCTのいずれかの支部の源泉徴収部に登録しなければならない。21日後に雇用主が必要な税金の支払いを怠ると、納付する税金の5%が罰金として雇用主に課される。

雇用主は、従業員名を税当局へ登録すること、と必要な納税書類にすべて記入すること、を従業員全員に義務付ける必要がある。従業員は、既婚・未婚、子どもの有無などの個人情報をこの書類に詳しく記載する。雇用主は、この情報を基にして、控除対象に該当する場合は従業員の給与から差し引く、また、課税対象でない人的控除額を計算することができる。

雇用主は、従業員を正式に登録するために税当局に以下の情報を提供する。

- 従業員および給与のリスト
- 税当局が公証、認証した会社事務所の賃貸契約書
- 支店または会社の登記認可証のコピー
- 親会社の定款および設立証書のコピー（支店の場合）
- その会社を税当局に登録する者の委任状

雇用主および従業員の双方をGCTに登録した後、雇用主は最初に必要となる納税の計算書を提出する。GCTの源泉徴収部が審査し、同部がその計算書を受理すると、雇用主は最初の納税を行う。最初の納税も、それ以降のその他すべての支払も、合計金額が20万 I ディナール未満の場合は現金、20万 I ディナール以上の場合はイラクの銀行の支払保証小切手で行うべきである。DDT指令第14条a-b項によれば、源泉徴収部が雇用主の計算書を承認しない場合は、従業員および雇用主が源泉徴収部による決定の通知の日付から21日以内に書面による異議申立てを提出することにより、同部の決定に異議を申立てることができる。

イラクが租税協定（二重課税防止協定）を結んでいるのは、エジプト、ヨルダン、リビア、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、イエメンなど、特定の国々に限られている。しかし、CPA命令第49条には税額控除条項が含まれ、これにより、一定の条

件付きで「外国で得た所得に対してその外国に支払われる所得税」はイラクに対して納められる税金から控除される。この二重課税防止条項を引き合いに出して成功したケースはあまり知られていない。しかし、イラクの法律は、理論上、イラク人でない投資家の二重課税防止条項を踏まえたものになっているので、法の適正な運用がなされていないと考えられる。

付加価値税（VAT）はない。ホテル、レストラン、観光関連施設での売り上げに対しては10%の売上税（Sales Tax）が課税される。

5. 外国人の雇用に対する制限

1) 外国人の雇用に対する制限事項

外国人の雇用に関しては、年齢、性別、学歴、採用人数の制約は一切ない。唯一求められるのはイラク人を優先的に雇用し、現地で不足する技能を持つ外国人のみを雇用することである。また、外国人を採用する場合でも、女性の労働時間や最少年齢など、イラク人の雇用を規定した法律の要件を完全に遵守しなければならない。

イラクの雇用に関する詳細は付録 2（P62）を参照のこと。

2) ビザの種類および取得方法

注：ビザは入国許可証（使用期限が発行から 3 カ月以内などあり）であり、就労ビザ、ビジネス・ビザ、居住ビザなどは、そのための入国が許されるのであって、就労、ビジネス、居住が許される訳ではないので、そのための手続きが入国後期限内に必要である。

A) ビジネスビザ（Business Visa）

1. 外国人がビジネスビザを取得するための要件

ビジネス目的でイラクに短期滞在する場合は、一般ビザ(Regular Visa)を取得する。なお、トルコ国民はビザ取得要件から除外される。またクルディスタン地域に関しては、米国、欧州、カナダの国民はビザ取得要件から除外される。

2. ビジネスビザの期間

通常、一般ビザは1回の入国に認められ、有効期間は3カ月で更新はできない。なお、ビジネスビザの所持者は、入国後10日以内に居住管理部(Residency Department)で血液検査を受け、居住許可を申請する必要がある。

3. ビジネスビザ取得のため関係機関に提出する書類

会社の場合:

- ビザの取得目的を明示した申請書を居住管理部に提出する。
- ビザ申請者の氏名を記入する。
- 会社定款、登記証明書などの会社設立に関する文書
- 入国する人のパスポートおよび個人写真のカラーコピー
- 会社とイラク政府または米軍の間に契約がある場合は、当該契約書のコピー。なお契約の満了日を明らかにすること。
- 委任状を提出する。この委任状には、関係機関との連絡係となり、ビザ取得手続き完了までを担当する者として承認された人の氏名を記載する。委任状の提出時には被委任者の顔写真と身分証明書(イラク ID、ID 証明書、居住証明カード、配給カードなど)のコピーを添付する必要がある。この委任状は当該外国人が会社の業務のためにイラク国内に在住していることを当該会社が署名付きで明らかにしたもの。
- 会社の経営者の個人情報記載の文書のコピー

個人の場合:

- 被委任者として権限を与えられた人の身分証明書(イラク ID、ID 証明書、居住証明カード、配給カードなど)を提出する。
- ビザの取得目的を記述した申請書を提出する。

4. ビジネスビザの申請手順

手順：

- 上述第3項に記載されている必要書類（会社関係の文書、パスポートのカラーコピー、外国人の氏名、会社とイラク政府間の契約書など）を関係機関に提出する。
- 当該外国人がイラク国外に居住の場合、イラク大使館に全書類を提出できる。イラク大使館はイラク外務省に申請書と付属書類一式を転送し、その後、外務省から居住管理部に転送され、さらに内務省(Ministry of Interior)の調査室に転送される。調査室が申請書を受け付けた後は、調査室から居住管理部にビザ発給許可通知書が送られ、外務省を經由してイラク大使館に送付される。
- 注意すべきことは、会社がビザ申請を処理する場合は、連絡担当者から直接、必要書類一式（上記第3項に記載の書類）を居住管理部に提出する点である。
- また、書類の提出と承認取得はイラクに到着する前に完了している必要がある。
- 一般ビザの発給は約2～3カ月を要する。

5. ビジネスビザに関して特に考慮すべき事項

ビザに関する減免措置：

トルコの国民は、ビザを取得せずにイラクに入国できる（互恵待遇）。クルディスタン地域に関しては、米国、欧州、カナダの国民はビザ取得要件の対象から除外される。

なお、イラクの法律は入国を禁止する国を一切指定していないので、いかなる国の国民もイラクに入国できる。しかし実際には、イラク入国前に巡礼目的でイスラエルを訪れた外国人に関しては居住管理局員から諜報部に報告し、諜報部がイラクへの入国の可否を決定している。

B) 就労ビザ(Working Visa)／就労許可(Work Permit)

1. 就労ビザ／就労許可の期間

就労許可：外国人労働者と会社間の契約に規定された契約期間に従って就労許可が付与される。

就労ビザ：外国人労働者が特定の就労目的でイラクに入国する場合は、一般ビザ(Regular Visa)（有効期間は通常3カ月）を取得する。

2. 更新条件

就労許可：契約期間に準じて更新可能。

就労ビザ：更新不可。

注：「就労ビザ」は就労を目的とした入国許可証であるので、入国期限が設けられている。入国後、期限内に「就労許可」を得なければならない。

3. 就労ビザ／就労許可取得のため関係機関に提出する書類

就労ビザ：一般ビザと同じ（上述「ビジネスビザ」の第3項を参照）。

4. 就労ビザ／就労許可の取得までの手順

就労ビザ：一般ビザと同じ（上述「ビジネスビザ」の第4項を参照）

就労許可：外国人労働者を雇用する会社は、社会労働省の外国人・アラブ諸国部（Ministry of Labor and Social Affairs, Department of Foreigners and Arabs）より就労許可を取得しなければならない。

1987年労働法第71号の第23条（改正）によると、社会労働省が発行した指令に定める要件および手続きに従って、就労許可を受け取る前に外国人労働者を雇用してはならない。厳密にいうと、労働法の要件のいずれも免除は認められない。労働法の第24条(1998年改訂)は、

- (1) アラブ人労働者の雇用に関する本章の規定に違反した者には、1,000～10,000 I ディナールの罰金が科される。
- (2) 外国人の雇用に関する本章の規定に違反する者または組織は、1～6カ月の禁錮刑および1,000～10,000 I ディナールの罰金が科される、としている。

労働法典の第23条に基づき、イラクで働く外国人に関する1987年CPA指令第

18号が出された。CPA指令によると、民間および官民混合セクターの雇用主は、この指令に基づき就労許可を取得していないイラク人以外の労働者を雇用することができない。

指令第4条では、外国人に就労許可を発行する際に2点を考慮することが重要である。すなわち、a) イラク市場が外国人従業員を使う必要性、b) 外国人の雇用に対する保安当局（Security Authority）の承認を得て、その個人に対して制限またはセキュリティ上好ましくない兆候がないことを証明すること、である。

CPA 指令第 11 条は、就労許可の取得に一定の例外を設けている。例えば、在外公館の外国人職員、イラク政府で働く外国人、国際条約に基づいてイラクで働く外国人、コンサルタント業務を提供する専門家として、あるいは機械類の保守・修理のため、または技術的業務を行うため、30 日未満の期間をイラクで働くために入国した外国人職員などである。ただし、イラクの法律は、イラク人以外のイラクで働くことを望む者に就労許可の取得を義務付けている。

外国人・アラブ諸国部に就労許可申請が提出されると、労働局のデータベースで検索が行われ、他に適格なイラク人労働者が存在しないかが確認される。適格なイラク人候補者が存在する場合、申請は拒否される。適格なイラク人候補者が存在しない場合、申請書は検討委員会に送られ、外国人労働者が必要であるかどうか判断される。承認された場合、申請書は居住管理部に送られる。就労許可が居住管理部まで送られると、会社は当該従業員のビザを申請し受領することができる。

5. 就労ビザ／就労許可に関して特に考慮すべき事項

上記第4項を参照のこと。

C) 居住ビザ／居住許可

1. 期間

居住許可：1年ごとの更新が可能。

2. 更新条件

一般ビザ：更新不可。

居住許可：居住ビザの更新を希望する外国人は、期限切れとなる日より前までにイラク居住管理局に申請書を提出しなければならないが、少なくとも前回許可の有効期限の1カ月前までには申請しなければならない。

3. 居住ビザ／居住許可取得のため関係機関に提出する書類

居住ビザ：一般ビザと同じ（上述「ビジネスビザ」の第3項を参照）。

居住許可：居住許可の更新理由を申請書に記載し、居住管理部に提出する。

4. 居住ビザ／居住許可の取得までの手順

居住ビザ：一般ビザと同じ（上述「ビジネスビザ」の第4項を参照）。

居住許可：イラクに到着してから10日以内に、居住管理部に到着を通知し、居住管理部で血液検査を受け、居住を申請する。居住申請の際、居住地の住所、身分証明書（パスポートなど）、所属会社の設立に関する文書、政府との契約書（該当する場合）、および記入済み申請書を提出する。居住許可の発行まで最大で3カ月を要する。

D) 家族ビザ

現行規則の下では、原則として、イラク政府に雇用された正式職員の家族でない限り、外国人従業員の家族がビザおよび居住許可を申請することはできない。

E) ビザ(入国許可証)

ビザ要件が免除されている上述の国（イラクに対するトルコ、クルディスタン地域に対する米国、カナダ、英国）のみ、到着ビザが発給される。到着ビザの有効期間は3カ月である。クルディスタン地域では、到着時に発給されるビザの有効期間は一般に15日間である。

F) 観光ビザ

観光ビザの取得手順と要件は、ビジネスビザと同じである。一般の観光ビザの有効期間は3カ月であるが、実際にイラクに1カ月間滞在できる。これに対して、宗教目的の観光ビザは有効期間が3カ月であるが、実際にイラクに滞在できるのは15日間となっている。旅行の出発前に観光ビザを申請する必要がある。

3) 現地スタッフの雇用

1. イラク人従業員への雇用に対する制限事項

イラクに居住しているか否かによらず、イラク人の雇用には制限がない（ただし非居住者はイラクのパスポートを所持している必要がある）。ただし、クルド人以外のイラク人がクルディスタン地域で働くには居住している必要がある。注意すべきことは、目的の職種に適したイラク人候補がイラクに居住する場合には、イラク人を採用することが期待される点である（この要求はイラクの法令に基づく法的なものではなく、単に行政の意向にすぎない）。

2. 雇用契約の種類

1987年労働法第71号によると、雇用契約には無期限契約、期限付き契約の2種類がある。無期限契約は業務の性質が継続的であり、期限付き契約は業務の性質が一時的または季節的である。イラクの裁判所は最近、業務の性質が一時的でない場合でも、期限付き契約が有効であることを認めた。しかし、純粋な法的立場は上述のまま変わっていない。

3. 更新可能な（1年更新など）期限付き契約の締結

イラクの法律の下では、更新可能な期限付き契約の締結には制限／制約が存在する。

4. 無期限契約または期限付き契約に基づき雇用したイラク人従業員の解雇に関する規定／制限／義務

イラクの労働法は、雇用契約を解除できる条件について詳しく規定している（友好的な契約解除、従業員の成績不振や業務不能状態の持続による偶発的な契約解除など）。

以下、契約解除条件の概要を述べる。以下の記述は一般的なガイドラインであり、実際に従業員を解雇する場合には、補償金のオプションを決定し、解雇により誹謗中傷的な請求が提起されるリスクをイラク法の下で最小化するため、会社の人事部は弁護士の助言を受けた方がよい。イラク労働法の関連規定は次のとおりである。

雇用契約は以下の場合に解除できる。

- a) 契約期間が満了する場合。
- b) 両当事者間で書面での契約解除に合意した場合。

- c) 期限付き雇用契約の場合、30 日前までに雇用主から従業員に契約解除を予告した場合。
- d) 従業員が病気にかかり労働不能となり、6 カ月経過後も治癒しないことが正式な診断書で証明される場合。
- e) 従業員の行為能力が 75%以上失われ、労働不能であることが正式な診断書で証明される場合。
- f) 組織の業務の状況が変わり、作業量の縮小(人員削減)が必要になった場合。ただし、社会労働省にその旨を通知することを条件とする。

加えて、以下の場合には、雇用主は予告も補償もなく雇用契約を解除することができる。

- a) 従業員が重大な誤りを犯し、雇用主に重大な損害を与えた場合。
- b) 従業員が雇用主の秘密を一つでも漏洩した場合。
- c) 勤務時間中、従業員の飲酒が複数回発見された場合。
- d) 従業員が労働の尊厳・倫理に反するふるまいをした場合。
- e) 勤務中であるか否かによらず、従業員が雇用主または雇用主の代理人もしくは監督者に身体的な危害を加えた場合。ただし、事件発生から 24 時間以内に雇用主から管轄の労働局に通知することを条件とする。
- f) 勤務時間中、従業員が同僚に対して重罪または違法行為を犯し、有罪が宣告された場合。
- g) 従業員が 1 年以上の禁固刑を宣告された場合。
- h) 従業員が正当な理由なく 10 日連続して欠勤するか、1 年間で断続的に計 20 日欠勤した場合。ただし、前者の場合は、欠勤の最初の 5 日間に職場に警告を掲示し同一の日にそのコピーを労働組合に送付することを条件とし、後者の場合は、1 年間の欠勤数が計 15 日に達した時点で、出勤した従業員に書面で通知することを条件とする。

以下の場合、従業員は予告なく一方的に雇用契約を解除することができる。

- a) 労働法、労働規則、労働協約、または個別の雇用契約に規定されている義務を雇用主が一つでも履行しない場合。

- b) 勤務時間中であるか否かを問わず、雇用主が従業員またはその家族に対して軽犯罪行為または犯罪行為を行なった場合。

5. 遵守すべき法定の雇用方法／手順

イラクの法律は、従業員を募集している雇用主に対し、現地労働局(Local Labor Office)がイラク人候補者を推薦する可能性があることを規定している。加えて、雇用主が従業員を採用した日から 10 日以内に、現地の労働局に当該従業員について通知する必要があることを規定している。

しかし、現時点ではこの採用方法は実行に移されていない。採用方法／要件が再施行される時期を把握するため、現地労働局の状況を定期的に確認することが推奨される。

6. 現地労働局への紹介義務に関する情況

現在のところこの現地労働局は稼働している。しかし、メイドや清掃係などの熟練を要しないスタッフの雇用に関しては援助できるが、それ以外は適切に機能していないのが現状である。。現地労働局が全般的に再稼働したときは、上述の雇用方法の遵守が求められることになる。

7. 会社に「法的拘束力」が及ぶとみなされる場合の対処

- a. 会社が上述の現地労働局に照会せずにイラク人従業員を採用した場合、その採用方法自体が、または雇用契約が無効と判断されるか、または罰則、罰金などが課されるか。

答えは No である。イラクの法律は、現地労働局の採用方法を遵守しない場合の結果（罰則など）を規定していない。

ただし、上述の採用方法（雇用主が現地労働局に相談し候補者を推薦される）は自主的なものであるのに対し、イラク人従業員を採用した場合に現地労働社会局に通知することは強制的義務であり、最低日給の 3 倍以上かつ最低月給の 3 倍以下の罰金の対象となる（法定最低賃金は月額 25 万 I ディナール）。

現地労働局は主として現地およびアラブ諸国の求職者を専門に扱っているが、イラク人スタッフの採用が優先されていることから、外国人労働者を雇用する場合に居住許可を申請するとき、関連機関から「現地労働局に照会しイラク人スタッフを採用しようとしたが、人材を確保できなかった」という内容の確認を要求される可能性がある。実際には、これが適用されることはまれである。最近、イラクの関連当局が以下の注目すべき二つの決定を発表した。

- i. 2010年社会労働省決定第75046号：アラブ人労働者と外国人労働者に対する新規採用許可の発行を停止する。今後の決定は保留。
- ii. 2011年首相決定第D/909/27/2号：外国人に関してのみ、居住許可と就労許可の申請の際、閣僚評議会および国家安全保障評議会から承認を取得するものとする。

現在、実際には、社会労働省が外国人に就労許可を与えるのは、所属する会社がイラク政府と契約を結び、あるいは、イラク政府との契約の下請会社であり、その政府機関が発行した要請および正式な書状がある場合に限られる。

- b. 現地労働局と正式、適切に関わり、採用方法と雇用契約の秩序と有効性に関する異議申立てを回避するには、会社はどのような手順を踏むべきか。**

雇用主から現地労働局に候補者の推薦を依頼することができる。15日以内に回答があるはずであるが、回答がなければ、雇用主は現地労働局に通知せずに自由に候補者を採用できる。

- c. 現地労働局の推薦は会社に対してどの程度の拘束力を持つか。現地労働局が推薦した候補者でない人を最終的に採用した場合、どうなるか。**

労働局は、必要とされる適性を持つ候補者を推薦することになっているが、その推薦内容は雇用主を拘束しない。雇用主は、現地労働局が推薦した候補者以外の人を選択する権利を有する。

- d. 会社が現地労働局に照会する義務を負うか否かによらず、通知義務（雇用主が従業員を採用した日から10日以内に現地労働局に当該従業員の採用を通知すること）は必ず課されるか。その場合、関係規則に従って通知を送達するには、どのような手順を踏むべきか。**

現地労働局が推薦した候補者でない人を採用した場合は、雇用主は採用日から10日以内に通知する必要がある。

8. その他の推奨事項

一般に、イラク人の採用が優先されており、長期事業に従事する外国人投資家にはイラク人労働者を雇用し、その事業で働くイラク人に訓練を実施することが奨励される。会社が外国人労働者を雇用しようとする場合は、NICに投資許可証を申請することが強く推奨される。この点が重要である。なぜなら、実際に関連当局が外国人雇用の申請を受けたとき、投資許可証を取得している事業であれば、より前向きに許可を与えようとするからである。

加えて、外国人従業員には必ず居住許可と就労許可が必要とされる点にも注意すべきである。イラク人を雇用する場合は、当該従業員のパスポート、および／または「Jinsiyah」（国籍）IDと居住証明カード（入手できる場合）もしくは居住地を確認する市議会確認状のコピーを取得する必要がある。

6. 知的財産権の保護

1) 著作権

1971年著作権法第3号（CPA命令第83号により改正）は、著作権所有者に自分の作品を使用する独占権とその作品から生じる可能性のある経済的利益を一定期間について認めることにより、文学、美術および科学のオリジナル作品の作者を保護している。CPA命令は、法律を改正して世界貿易機構と同じ基準を盛り込んでいる。

保護の対象となる作品の種類としては、あらゆる種類の執筆作品、コンピュータプログラム、口頭による作品（講義など）、写真および映画作品、ラジオ・テレビジョン用に作成された作品、データ編集物などが含まれるが、これらに限定されない。保護される権利には、いかなる方法または形態であっても作品を再生・複製する、作品を翻訳または翻案する、作品の有料貸出を承認する、販売または譲渡を通してオリジナル作品またはそのコピーを配給する、作品のコピーを輸入する、一般市民に作品を配信または伝達するなどの権利が含まれる。

作者の経済的権利は、法律に基づき、自然人については死亡日から50年間、法人または法人組織の場合は作品が初めて公開された日から50年間、保護される。

著作権が保護される作品の侵害は、処罰に値する罪を犯した当事者に罰金および禁錮刑をもたらすことがある。処罰に値する罪には、作者が所有する著作権の侵害、作者の許可を得ない模造品の販売または輸入、模造品の海外販売および輸出などがある。

著作権所有者は、作品における自分の権利の侵害に対して、権利侵害にあたる活動の停止、権利を侵害する物品またはそれを作るために用いる装置の没収、権利侵害によって生じた収益の没収などの差止め救済措置を求めて裁判所に申立てることができる。作者の地位、作品の文学・科学・美術的価値、および権利を侵害した当事者が作品を使用して得た利益を考慮し、作者には、適切な補償を受ける権利が与えられることもある。

1971年著作権法第3号も、2004年CPA命令第83号による改正も、保護される多様な作品を登録する方法については規定していない。しかし、1985年のアラブ著作権協定を批准する（**Ratifying the Arab Agreement of Authors' Copyright**）法律第41号は、イラクが同意し、法律として制定したものであり、多くの加盟国が管理する保護作品の法的保管所の創設について定めている。この法律は、加盟国に保護作品の国家登録センターを設置することを求めている。実際にイラクでどの程度実行されているかは不明である。1971年法律第3号（CPA命令第83号により改正）は、未登録作品の保護について明確に述べていない。

2) 商標

1957年法第21号（商標表示法）を改正するCPA命令第80号によると、自然人または法人組織は、この法律の規定に従い、付随するすべての権利とともに商標を登録する権利を有する。

商標表示法によると、イラクで商標を登録するための必要事項は次のとおりである。

- a) 商標登録に要求される特別な委任状書式で登録手続きを行う弁護士の委任状
- b) 予備検査用に商標のカラー写真を送付する。
- c) 予備検査および予備登録の手数料を支払う。

- d) 予備検査の結果、類似商標が存在しないことが確認された場合は、特別な公報で商標登録を正式発表し、登録手数料を支払う。
- e) 最終受理手数料の支払の後、商標登録証明書が正式に受理される。

商標のカラー写真に英語名が含まれる場合は、それをアラビア語に翻訳しなければならない。アラビア語の文字は英語またはその他の言語よりも大きなフォントとする。

マークが原則として受理された場合、登録官はその旨の公告を商業総局の公報に3回連続して掲載する。利害関係のある者は最後の公告の日付から90日以内に、当該マークの登録に対する異議申立ての通知を書面で提出できる。登録官は当該異議申立通知書のコピーを登録申請者に送達する。この場合、申請者は30日以内に回答を送付しなければならない。この期間内に回答が受理されない場合、申請者は申請を放棄したものとみなされる。

拒絶または条件付受理の場合、登録官は申請者に対し、決定とその根拠および関連性のある事実について書面で通知する。申請者が30日以内に登録官の課した制限に従わない場合は、申請を放棄したものとみなされる。登録官による決定に対しては、決定の通知の日付から30日以内に控訴することができる。

上記手続き全体で外国企業が支払う手数料の総額は、1,500米ドル以下である。商標登録完了までの期間は、所轄登録機関は60日以内とされているが、公告に少なくとも6カ月を要するため、現実には最低でも7～8カ月である。

商標法第5条により、イラクでは以下の商標（マーク）を登録できない。

- a) 特徴に欠けるマーク、売買目的で種類、性質、数量、生産場所を表すマーク、イラクの日常言語でこれらを示すマーク。
- b) 公序良俗に反し、公共の利益に反すると登録官が判断するマーク、表現、意匠。
- c) イラク、他国、国連、国連機関の旗、紋章、勲章、メダルと同一または類似のマーク。
- d) 赤十字、赤新月社、赤星団の記章と同一または類似のマーク。
- e) 人の名前、称号、肖像画、紋章（本人から書面の承諾を得た場合を除く）。
- f) 物品に関して人を欺くことを意図した、または物品の虚偽の表現を真正であるかのように思わせる図、文字、ことば。

- g) 物品の原産地と品質に関する虚偽の告知を真正であるかのように思わせることを意図したマーク。架空、模倣、偽りの商号を表示したマーク。
- h) 称号に関して、登録申請者がその権利を法的に証明できない表示。裏付けとなる証拠文書が存在しないにもかかわらず、称号の所有者が崇高な後援を得ているかのように思わせることを意図した陳述を含む表示。
- i) 同一物品を表す他者のマークに類似し、誤解や混乱を招くことを意図したマーク。
- j) 物品の原産地との混同を招くおそれのある地名。
- k) イスラエルのマーク、標章、記号に同一または類似しているとイスラエル・ボイコット事務所が判断するマーク。

3) 知的財産権の執行

イラクにおける知的財産権の執行はいまだ発展途上にある。特に、国境での権利侵害品の没収は困難を極めている。新しい命令(CPA 命令 80 号、本稿「6.知的財産権の保護」2)商標 を参照) が発布された結果、知的財産権の保有者は関税部に申請書を提出して自身の商標を登録し、権利侵害品を入国地点で没収させることが可能になったが、実際に関連当局が没収することはほとんどない。代わりに、没収品を市場から締め出すよう検事総長に申請できるが、手続きが複雑で長い時間を要する。

7. 外国事業体の設立手順および必要書類

1) 設立可能な事業体形態

会社の種類についてイラクの法令が認めている主な形態は次のとおりである。

- 株式会社 : JSC=Joint Stock Company
- 有限責任会社 : LLC=Limited Liability Company
- 共同責任会社 : JLC=Joint Liability Company
- 個人事業 : Sole Owner Enterprise

- 簡易会社：Simple Company
- 支店：Branch Office
- 駐在員事務所：Representative Office

事業の性質に鑑み、原則として、イラクの事業体は場合に応じて外国人／外国企業が100%所有することができるが、航空会社や投資会社など、一定の例外がある。ほとんどの形態（株式会社、有限責任会社、共同責任会社）での最低資本要求は100万 I ディナールである。留意すべき点として、上記の資本に石油・ガス事業に従事する会社は含まれず、その最低資本要求は20億 I ディナールである。

イラクの各県（クルディスタン地域を除く）での営業を望む会社は、会社登記局に通知する必要がある。クルディスタン地域で登録された会社は、同地域外のイラク国内で営業している場合、別の事業体を登録することが一般に奨励される。

A) 駐在員事務所

駐在員事務所は、事業活動を遂行しない支店とみなされる。従って、イラクにおいては法的に存在するが、営業活動に従事することは許可されない。1989年規則第5号により、駐在員事務所の活動は市場調査、実現可能性調査、会社の製品・サービスの宣伝、および会社との通信連絡の確保に制限されている。一般に、駐在員事務所は支店設立に向けた足掛かりとなる拠点として機能する。

一方、駐在員事務所の設立に関しては、親会社が駐在員事務所の義務・債務の全責任を負うというデメリットもある。

駐在員事務所の責任者（イラク国民でなくてよい）はイラクに駐在する義務がある点にも注意が必要である。ただし、実際には、イラク国外に住んでいても、必要なときにイラクに来ることができればよい。駐在員事務所は安全保障上の承認を得ずに登記できる。

B) 支店

支店は、会社の事業活動を遂行する事業体である。イラク政府と政府契約を締結している場合、またはイラク政府と契約している請負業者との下請契約を有する場合のみ、支店を設立することができる。この契約がない限り、支店でなく駐在員事務所とみなされる。

支店を設立する主なメリットは、イラク国内で営業活動を遂行できること（ただし政府契約に規定された条件と目的に制限される）、登記が比較的速いこと、およ

び親会社の名前を保持できることである。一方、支店の設立に関しては、親会社が支店の義務・債務の全責任を負うというデメリットもある。

支店の責任者（イラク国民でなくてよい）はイラクに駐在する義務がある点にも注意が必要である。ただし、実際には、イラク国外に住んでいても、必要なときにイラクに来ることができればよい。

支店は安全保障上の承認を得ずに登記できる。

C) 有限責任会社 (LLC)

有限責任会社 (LLC) は、イラクに設立される全く新規のイラク企業であり、外国の会社が 100% 所有することができる（ただし商業代理店、航空会社などの特別な活動を除く）。LLC のメリットは、有限責任であることと、イラク企業であるという点である。その半面、設立まで比較的時間がかかり、イラクに物理的に存在する必要がある、アラビア語の新規社名を選択する必要がある。LLC は 1 人以上 25 人以下の自然人または法人で設立できる。

LLC の責任者（イラク国民でなくてよい）はイラクに駐在する義務がある点にも注意が必要である。ただし、実際には、イラク国外に住んでいても、必要なときにイラクに来ることができればよい。

上述の事業体を設立するには、以下の正規手続きを遵守しなければならない。

2) 有限責任会社 (LLC) を設立するための正規手続き

1. 会社名の予約

- a) イラクの LLC を法人組織とするには、バグダッド商工会議所と商工会議所組合で会社名を予約する必要がある。
- b) 会社名は、アラビア語保護の規定に従った、イラク科学研究所が容認するアラビア語の社名でなければならない。さらに、一般の倫理基準を満足し、区別しやすく形容され、会社の目的に合った社名であることが求められる。
- c) 予約できないアラビア語の会社名を見つけるのは困難であるため、5～10 個の候補を提出するとよい。

- d) この社名は会社の登記を目的としたものであり、外国企業はレターヘッドに従来の会社ロゴとアラビア語の社名を併記することができる。
- e) この手続きにかかる時間は通常、最大で1～2日、費用は300～400米ドルである。

2. 会社の資本金の預託

設立する会社の資本金をイラクの銀行に預金し、資本金の預金を証明する会社登記局宛の銀行証明書を入手する。

3. 納税完了通知

LLCの株主のために総合租税委員会（GCT）の納税完了通知を入手しなければならぬ。GCTは登録官に文書で、その会社が登録されていないことの確認を求める。登録官がこれを確認すると、納税完了通知が発行される。

4. LLCの登記に必要な書類

LLCの単独の所有者となる外国会社の事業体または下位事業体が、イラクにおける事業体の親会社となる。

領事の証明が必要な書類：

- i. 親会社の定款
- ii. 親会社の登記証明書
- iii. 親会社の役員会決議のうち、親会社が全額出資してイラクに会社を設立することを決定した決議書。
- iv. 親会社の委任状（LLCの設立で代理人となるバグダッドの弁護士に対する委任状）

注：アラビア語の翻訳証明が必要である。

5. オフィススペース

イラクで活動するためのオフィスは賃貸借される。賃貸借契約は公証と税当局の押印（またはシール：seal）を受けなければならない。

6. 登記証明書の取得

- a) LLCの定款の案をアラビア語で作成する。これに会社の活動の性質と種類を記載しなければならない。
- b) LLCの資本金（最低100万Iディナール）をイラクの銀行に預金したことを証明する銀行証明書を入手し、提出する。この作業は最大で1日を要する予定される会社の活動によっては、最低資本金の増額が追加して課されるので注意が必要である。
- c) 株主が外国の会社である場合には、当該株主の法人設立証書のコピー（正式に公証、認証され、領事の証明を受けたもの。上記参照）および会社定款を作成する必要がある。
- d) 外国人株主が会社組織である場合には、会社の代理人がLLCの定款に署名すること（かつ社名を予約し、非課税確認状と預金証明書を取得すること）を承認する内容の、委任状の正式原本（正式に公証、認証され、領事の証明を受けたもの。上記参照）を作成する必要がある。
- e) 登記申請書および他の必要書類は貿易省の会社登記局に送られる。手続き完了まで2～4週間かかる。費用は約200米ドルである。加えて、印紙で当初資本預金額1,000Iディナールにつき2.5%を納付する。
 - i. 株主が外国の会社の場合、申請書に書状を付けて内務省の調査部（Investigation Agency）の他、イラク諜報機関などのセキュリティ機関に送られることがある。
 - ii. 申請書が内務省調査部に送られると、申請処理に2～3カ月かかる。
 - iii. 両替商、観光業、石油などの特殊業種については、会社登記手続きの中で該当部門から承認を得る必要がある。
- f) 内務省（外国人株主を有する会社の場合）、該当業種を管轄する省、および貿易省の会社登記局が承認すると、登記証明書が発行される。

7. 株主総会の議事録

- a) 登記証明書の発行日から30日以内に株主に対し株主総会の招集通知を送付し、通知の日付から15日後に株主総会を開催する。
- b) 総会の場において、会社の取締役社長とその代理人、法律顧問、監査役を任命する。議事録には取締役社長の権利と義務も明確に記載する。なお、イラク法の下では、LLCは取締役社長が総会（株主）の監督下で経

営する点に注意する必要がある。

- c) 株主総会から1週間以内に、第1回株主総会の議事録を会社登記局に提出する。
- d) 会社登記局は、議事録を承認後、資本の預入金を会社に戻すことを明記した書状を発行する。

3) 駐在員事務所または支店を設立するための正規手続き

1. 駐在員事務所または支店の設立に関しては、必要書類が受理された後、イラク貿易省の会社登記局から駐在員事務所または支店の事業許可証が発行される。
2. イラクにおいて外国会社の駐在員事務所または支店を設立するには、あらかじめ以下の書類に対して親会社所在国（母国）の大使館・総領事館の領事の証明を受ける必要がある。
 - a) 登記証明書（母国の所轄官庁が発行し証明したもの）
 - b) 会社の定款または定款に相当する文書（母国の所轄官庁の証明を受けたもの）。
 - c) 会社の直近の年度の財務諸表（以下の文書を含む）
 - i. 損益計算書
 - ii. 監査証明書（法的資格を有する作成元が証明したもの）のコピー
 - iii. 会社の本社が在イラクの駐在員事務所または支店の財務・法務上の責任を負うことを記載した書状。
 - d) 以下の事案について決議した役員会決議書
 - i. 在イラクの駐在員事務所として事業体を登記することを承認する。
 - ii. イラクに呼出状などが送達されることを承諾する。
 - iii. 在イラク駐在員事務所の管理責任者を指名する（管理責任者はイラクに居住する必要がある）。
 - iv. イラクにおける委任送達代理人を指名する。

v. イラクの会社登記局に対して申請処理を行う代理人を指名する。

- e) 親会社が作成した引受確約書。これは、親会社がその支店または駐在員事務所の法的および経済的責任を引受けることを約束するもので、公証人および母国のイラク大使館による証明を受ける必要がある。
- f) 登記手続きを行う登記代理人の委任状。この委任状は公証人および母国のイラク大使館による証明を受ける必要がある。
- g) 支店長または駐在員事務所長の委任状。両者の違いは、支店長の委任状には契約に署名する権限が含まれる必要があり、委任状は公証人および母国のイラク大使館による証明を受けなければならないことである。

このほか、支店長または駐在員事務所長のパスポートのカラーコピー（外国人の場合）または以下の4つのイラク人ID（イラク人の場合）、および責任者が署名した従業員申請書を提出するよう会社登記局から要求される。

- i. Iraqi Jinsya (ID)
- ii. Jinsya Certificate (ID証明)
- iii. Ration Card (配給カード)
- iv. Resident Card (住民カード)

3. 親会社が書類を作成し領事の証明を取得すると同時に、以下の情報をまとめて親会社からバグダッドの顧問弁護士に提出する。弁護士は、この情報をもとに登記申請用紙にアラビア語で必要事項を記入する。

注) 外国事業体はイラク人弁護士をリテインしなければならない。

- a) 正式な会社名（登録者の国の正式記録に署名付きで記録されている正式名称）
- b) 商号（会社の一般的な呼称）
- c) 事業活動の種類（実施予定の主な活動を簡単に記述する）
- d) イラクに設立する事務所の所在地（電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスがあれば、併せて記入する）。イラクでの登記前にオフィススペースを賃借することは可能である）
- e) 以下の責任者および代理人の氏名、住所、電話番号

- i. イラクにおける管理責任者（会社を代表して活動を管理する者として経営陣に選任された人）
 - ii. イラクにおける法定代理人
- f) 土地所有と天然資源の採掘の申請は拒絶される。このため、イラクで設立予定の事業体が以下の項目に関与するかどうかを Yes/No で確認することが求められる。
 - i. 土地の所有
 - ii. 天然資源の採掘または初期加工
- g) 申請者は、支店が小売業に関与するかどうかを確認することが求められる。小売業に関与する場合は、支店の最高執行責任者が申請書に署名する必要がある。
- h) 組織または会社の本国における送達代理人および最高執行責任者（または同等の立場にある人）の、それぞれの氏名、勤務先所在地、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス。
- i) 該当する範囲で以下の情報を提供する。
 - i. 授権資本の金額（通貨を明記する）
 - ii. 直近の会計期間の末日時点の純資産（日付と通貨を明記し、そのことを必ず記述する）。
 - iii. 会社持ち分の 10%以上を保有しているオーナー全員の氏名と住所。
- j) 駐在員事務所の所長、法定代理人、および正式代表者はイラクに在住していなければならない。このため、外国籍の場合は申請時にパスポートのコピーを提出する必要がある。
- k) 支店を申請する場合は、イラク政府と締結した契約書のコピーが必要とされる。
 - i. 契約書は正式なアラビア語翻訳であること。
 - ii. 契約書が存在しない場合は、イラク政府または米国政府と契約を締結するまでの間、事業の設立申請書が駐在員事務所の設立申請とみなされる。契約を締結した後、該当する省庁からイラク政府との契約の存在を確認する書状を取得し、提出することにより、駐在員事務所を支店に転換できる。

4. 正式に証明され領事の認証を得た書類を受領した後、アラビア語に翻訳する。登録申請用紙、正式に証明され領事に認証された書類、その他の上記書類をまとめて、会社登記局に提出する。

5. 書類が受領され、登記料の支払が完了すると、会社登記局から駐在員事務所または支店に登記宣言(registration decree)が発行される。登記宣言は地方紙で公表し、その新聞を登記局に提出しなければならない。次いで登記局が登記認可証(Registration License)を発行し、そのコピーが関係省庁に送付される。次に、駐在員事務所または支店の顧問弁護士が誓約書(事業活動の途中で6項目のいずれかが変更された場合には対処する旨を記載した誓約書)を作成し、貿易省に提出する。6項目とは次のとおりである。
 - a) 顧問弁護士リスト
 - b) 監査役の氏名
 - c) 関係省庁に提出する駐在員事務所／支店証明書のコピー（提出するのは1年目のみ）。
 - d) 会社にか何か変更が生じた場合に提出する報告書。
 - e) 現在の従業員リスト
 - f) 最新の財務諸表（各年の8月31日現在）

イラクで支店・駐在員事務所を設立するには4～6週間かかる。会社は登記認可証の発行から30日以内に法律顧問、監査役を任命し、イラクの銀行に口座を開き、この点に関する確認状を取得し、登記局に公証された賃貸契約書を提出しなければならない。

4) 書類の証明

1. 領事による証明

イラク国外で作成された書類は、正式に公証、認証され、領事の証明を受けたものでなければならない。外国人株主の会社の母国において、公証人（その署名が当

該国の外務省に認証されていること)の面前で正式に作成し、あるいは当該国に存在するか当該国を担当するイラク大使館が書類に押印(またはシール: seal)する。

2. 翻訳

領事の証明を受けた書類をイラクで受領した後、全書類を正式にアラビア語に翻訳して申請書とともに提出する。この作業は書類の量によって1~3週間を要する。

3. 委任状

イラク国外で作成された委任状は、イラク課税部、中央銀行、および外務省の承認と押印(またはシール: seal)を得る必要がある。この手続きは1~2週間を要する。

4. 許可類の取得

イラクで営業する外国の会社は、予定される活動および関与するセクターによって、その活動に関連するさまざまな省庁から許可証(permits)または認可証(licenses)が必要となることがある。

5. 外国投資に関して考慮すべき事項

1. イラク国内の事業活動に適用される特権および減免措置

2006年法第13号投資法の第10条は「投資家は、その国籍を問わず、この法律に定める特権、便宜および保証の一切を享受すると同時に、この法律に定める義務を負う」と規定している。

この法律に規定される権利と減免措置を受けるには、NICから投資許可証を取得する必要がある。

特権

- a) 投資家は、イラクに持ち込んだ資本およびその収益を、投資法の規定およびイラク中央銀行の指示に従い、交換可能な通貨で持ち出すことができる。ただし、事前にイラク政府その他の関係当局に公租公課の一切を支払うものとする。

- b) 外国人投資家は次のことを行うことができる。
 - i. イラク証券取引所に上場されている株式および債券を売買すること。
 - ii. 株式および債券の投資ポートフォリオを形成すること。
- c) 投資事業の期間中、事業に必要な土地を賃貸借することができる。ただし、NICの同意をもって更新する期間が50年を超えないこと、ならびに事業の性質および国家経済にもたらす利益が期間決定の際に考慮されることを条件とする。
- d) 投資家が適切とみなす国内外の保険会社において、投資事業に保険を掛けることができる。
- e) イラク国内外の銀行でイラクもしくは外国の通貨または双方の通貨により、許可を受けた事業用の口座を開設することができる。
- f) 必要な資格およびNICが定めるガイドラインに従い同一作業を行う能力を有するイラク人を雇用できない場合は、イラク人以外の労働者を雇用し、使用することができる。
- g) 外国人投資家および投資事業で働くイラク人以外の者に対し、イラク国内の居住権を認め、イラク出入国の便宜を図ることが保証される。
- h) 確定判決が下された事業を除き、投資法が適用される投資事業の全部または一部につき、差押えまたは国有化を行わないことが保証される。
- i) 投資事業に従事するイラク人以外の技術者および事務系従業員は、イラク政府その他の関係機関に公租公課を支払った後、投資法に従い自己の給与および報酬をイラク国外に送金することができる。
- j) 投資家は、特別な規則に従って住宅事業用の土地を占有することができる。

2. フリーゾーン（自由貿易区）での事業所設立

1998年フリーゾーン（Free Trading Zone = 自由貿易区）および産業開発の法律第3号（The Free Zone Law = フリーゾーン法）によって財務省（Ministry of Finance）の監督下にある独立した法的組織として、フリーゾーンを促進し、その区域の中で事業を行う企業を規制するフリーゾーン庁（Free Zone Authority）が設置された。フリーゾーンにおける所得および投資による資本利得は、イラクのあらゆる税および手数料を免除され、ゾーン内で働くイラク人以外の従業員の場合も同じである。ゾーン内で働くイラク人の所得の50%も所得税が免除される。また、フリーゾーン内の輸入品

および輸出品は、イラクの国内市場に運ばれない限り、関税およびその他の税を免除される。ゾーンに出入りする外国通貨に制限はない。

1999年の財務省指令(Ministry of Finance Instruction) 第4号(「指令第4号」)は、フリーゾーン庁によるフリーゾーンの運営について規則を定めている。同財務省指令に基づき、フリーゾーン庁はバグダッドの財務省に所属する部門として運営される。フリーゾーン法に基づき、財務省はフリーゾーンを設け、重要な政策問題を承認する権限を保持し、こうしたフリーゾーンの管理はフリーゾーン庁に委ねられている。フリーゾーン庁には規制機関としての役割もある。

フリーゾーン法は、フリーゾーン外に存在する環境よりも投資家にとって好ましいビジネス環境をフリーゾーン内に定めている。フリーゾーン庁によると、フリーゾーン内では特定の税金および規制上のインセンティブが投資家に提供されている。こうしたインセンティブは標準的なものであるが、投資に対する重要な魅力となっている。その法的根拠は不明である。

イラクには現在3つのフリーゾーンがある。一つはバスラ (Basra) の Khor Al-Zubair 付近、一つはニネヴァ (Ninevah) の Flaifil 付近、そしてアルカイム (Al-Qaim) のイラク・シリア国境付近である。これらのフリーゾーンは、これまでほとんどが数社の地元企業や製造業に利用されるだけだった。最近では新たなバスラ石油・ガス国際フリーゾーン (Basra Oil and Gas International Free Zone = BIOGH) があり、Khor Al-Zubair のフリーゾーン内またはその付近に建設中である。これまでに分かっているところでは、このBIOGHはフリーゾーン庁とある民間企業とのパートナーシップとなり、石油・ガスセクターを重視するもようである。

これまでのところ、基本的にイラクのフリーゾーンで登録され、営業している企業は知られていない。BIOGHまたは他のフリーゾーンのいずれかが完全に機能するフリーゾーンとなり、世界各地でフリーゾーンが機能しているように外国人投資家を引き寄せ、意図される利益をもたらすことは可能である。しかし、現時点でイラクのフリーゾーンは発展途中の状態である。

フリーゾーン法に従い、イラクのフリーゾーンでは以下の事業の設立が許可されている。

- a) 工業活動 (生産、販売、組立て、製造、再梱包など)
- b) 再輸出および貿易を目的とした倉庫業務

- c) 倉庫保管業務
- d) 運輸業務
- e) 銀行業務、保険・再保険業務
- f) 上述産業活動に対する専門的な支援サービス

イラクのフリーゾーンで事業体を設立するための一般要件は次のとおりである。

- a) 投資場所の詳細（オフィス、ビルなど）および投資家の現在までの事業を記載した投資事業設立申請書をNICに提出する。
- b) 投資家の経済財務上の状態を表明する文書（商工会議所や産業団体の会員資格など）を提出する。
- c) 申請料および活動ライセンス料を支払う。
- d) 投資申請用紙に必要事項を記入する。
- e) 事業の経済的実現性調査報告のコピー3部を提出する。
- f) 承認が下りた後、投資用地の賃貸料1年分を前払する。また毎年同じ日に、賃金、保証料、事務手数料および翌年以降の賃貸料を支払う。
- g) 契約書に署名し、用地引渡しの記録を作成し、指示に従って事業用の工事計画を提出する。異議が生じた場合は、契約書のアラビア語版を採用する。
- h) 事業用地／施設の建設が完了すると、投資家宛に活動許可証が発行される。

上述に加えて、フリーゾーン庁の特別な要求に対応する必要がある。主な要求事項は次のとおりである。

- a) 必要に応じて、署名され正式に承認された会社定款を提出する。
- b) 定款に取締役会のメンバーが記載されていない場合、必要に応じて正式な取締役会メンバーのリストを提出する。
- c) 正式な事業開始承認書を代表取締役から提出する。

投資家が会社でなく個人の外国人である場合には、上述の一般要件に加えてパスポートのカラーコピー3部を提出する。

8. 資金調達および会計

1) 資金調達

駐在員事務所に関しては、イラクの法令により、融資の種類を問わず親会社以外からは資金調達を一切受けてはならない。これに対し、活動中の支店にかんしては、独自で資金調達することは許可されている。

2) 会計監査

1989年規則第5号の第8条に従い、支店および駐在員事務所はイラクにおける全経済活動の記録を保管する義務を負う。記録はアラビア語で作成する。

イラクで営業する会社は、1988年の企業会計制度指令第1号に定めるイラク統一会計規則(The Iraq Unified Accounting Rules)に要求される固定形式に従って財務諸表を毎年作成しなければならない。この手順には仕訳帳と元帳の維持が求められている。なお、監査済み決算書の作成に会計の通貨として使用できるのはIディナールに限られる。

主要な財務諸表は貸借対照表と経常活動の計算書で、これは損益勘定（または損益計算書）に相当する。イラク統一会計規則では、監査役の報告書を以下の各種一覧表とともに年次財務諸表に添付することも要求されている。

- 繰延収支一覧表
- 親会社から支店へ送金された額の一覧表
- 引当金一覧表
- 貸方および貸方残高一覧表
- 経費一覧表

イラク統一会計規則のこうした使用はイラクで作成される財務諸表に統一性をもたらす一方で、国際会計基準には対応していない。財務諸表はイラク会計監査団体(Iraq Accountants/Auditors Syndicate)が免許を与えた監査役が監査を行い、署名しなければならない。場合によっては社長または支店長がこれを行う。財務諸表はイラク会計監査団体による認証も受けなければならない。

支店または会社は監査済み年次報告書に親会社の財務諸表のコピーを添えて、会社登記局および関連の総合租税委員会(GCT)の会社部門へ提出しなければならない。GCTは監査済み年次報告書を使って法人税を計算する。LLCの場合は、親会

社の年次財務諸表の公証を受け、正当と認められたコピーも、会社登記局へ毎年提出しなければならない。

9. 外国事業体の閉鎖手続きおよび必要書類

以下の事由が発生した場合、1997年法（2004年改正）第21号（Company Law = 会社法）第147条に従い会社は終了する。

- a) 設立後1年が経過しても、正当な理由なく活動を開始しない場合。
- b) 1年を超える期間、正当な理由なく活動を中断した場合。
- c) 会社の成立目的である事業が完了するか、または当該事業の完了が不可能となった場合。
- d) 会社法の規定に基づき、他の会社と合併するか、他の形態の会社に転換した場合。
- e) 会社の名目資本の75%を喪失し、予算において損失額が確定してから60日以内に必要な措置を講じない場合。
- f) 通常総会で会社の清算を決定した場合。

1) 会社の合併

合併に先立ち、合併する各株式会社(joint-stock companies)の経済・技術検討報告書（合併の目的、理由、条件などを記載する）を作成する。検討報告書を各会社の通常総会に提出し、各通常総会で個別に合併を決定する。決定に際して、合併後の会社の名称、業種、資本金、出資者、および活動を明確にする。合併を可決した日から10日以内に、登記局に決定事項と検討報告書を送付する。

その受領後15日以内に登記局が法律との矛盾を確認しなければ、直ちに許可(a permission)を発行し、関係会社に通知する。通知を受けた関係会社は、公報および日刊紙1社に合併を発表させる。登記局の合併許可を受領した関係会社は各々の総会に対し、合併決定の公告日から60日以内の共同会議を招集する。これにより、既存会社の契約を修正するか、合併後の会社の契約を新規に策定する。締結した契約書を10日以内に登記局に送付し承認を受け、公報および日刊紙1社に発表させる。合併

前の会社の権利と義務はすべて、合併先の会社または合併により新設される会社に移転する。

2) 会社法第153条に基づく会社転換

以下の例外を除き、いかなる会社も、会社法に規定される他の種類の会社へ転換できる。

- a) 株式会社は有限責任会社(LLC)に転換できない。
- b) 共同責任会社(a liability company)、個人事業(a sole owner enterprise)、有限責任会社を統合して共同責任会社へ転換することはできない。
- c) 有限責任会社から個人事業への転換、共同責任会社から個人事業への転換はできない。ただし出資者1人が不足している場合を除く。
- d) 株式会社、有限責任会社、共同責任会社、個人事業のいずれも、簡易会社(a simple company)に転換できない。

また、会社法第154条により、会社を別の形態へ転換するには、転換の目的と理由を記載した経済・技術における実行可能性検討報告書(feasibility study)を作成し、総会に提出する必要がある。また株式会社への転換については、新規出資者を加え、公募による新株を発行し、元の株式引受け規定を新株に適用することで株式会社に転換できることが会社法に規定されている。転換決定の公表と契約書の修正が完了した日付をもって、有効に転換されたものとみなされる。

3) 会社の清算

会社法第158条により、総会で会社清算を決定した場合、当該会社は清算人(a liquidator)を1人(または複数名)指名し、清算人の権限と報酬を決定し、清算決定または清算提案を登記局に送付する。清算期間中、清算人は自身の権限の範囲で会社の代表を務めるものとみなされる。会社清算を採択してから14日以内に清算決定または清算提案を登記局に送付する。登記局は追加情報を要求する権利を有する。ここで注意すべき点は、清算期間中、会社は法人格を保持し、総会は機能し続けるが、取締役会は解散したとみなされることである。また、清算決定が受領された日から代表取締役の職務は停止する。

会社法第168条に従い、清算人が任命され次第、清算人は会社の全資産（記録、書類、文書を含む）を差し押さえ、在庫調査を実施し、会社の状態（会社の債務・権利、会社に対する他者の権利を含む）を詳述した報告書を作成し登記局にコピーを送付する。加えて清算人は、自身が任命されてから10日以内に、当該会社の債権を有する人々に対し、清算人と会合するよう地元紙、2社の公告を通じて要求する（日時・場所を指定する）。この会合により、各当事者が法的手続きを取る権利を損なうことなしに、会社の債務・負債を清算する。会社法第174条により、清算人は以下の優先順で会社の債務を清算する。

- a) 会社の従業員に支払うべき金額
- b) 国に支払うべき金額
- c) 既存の法律に基づき支払うべき他の金額（優先度が高いものから支払う）

清算手続きが終わり次第、清算人は最終報告書と最終計算書（会計管理者の作成した会計報告を裏付けとする）を作成する。次に、総会を招集し、作成した報告書・計算書の検討と承認を得る。総会で承認を得た後、総会議事録、総会の決定事項、最終報告書、最終計算書、および会計管理者の作成した会計報告を登記局に送付する。

清算決定がなされた後、清算人は、会社名抹消の決定を通知されてから30日以内に、会社の残余資金を出資者の株式数と割当量に従って出資者間で分配する。ただし、会社の履行義務に影響しない限り、清算期間中に資金の一部を出資者に分配することもできる。清算人は、会社名の抹消から5年間、会社の記録を保管する義務を負う。

なお、1982年法第113号（Income Tax Law=所得税法）（CPA命令第37号、第49号、第84号により改正）第16条の規定により、会社の清算は配当分配と同等とみなされ、株主に支払う金額が当初支払われた原始価格を上回る分は課税対象となる（納税済みの準備金を除く）。清算人および設立メンバーは、所得税法の規定に従い税金を支払う義務を負う。財務局の承認が下りない限り清算は完了しない。

フリーゾーンに設立した事業体の清算・閉鎖については、特別な手続きは規定されていない。イラク会社法およびフリーゾーン庁が適切と判断する規則に従って清算・閉鎖を実施する。

付録 1 : 2014 年 1 月 新関税が適用された品目リスト

No.	Goods	Article no.	Tariff
1.	All alcoholic beverages mentioned under articles 22.03, 22.04, 22.05, 22.06, 22.08	22.03	80%
2.	Raw, non-manufactured tobacco and its waste	24.01	15%
3.	Thick cigarettes (cigar)	24.02	50%
4.	Small cigarettes (cigarettes)	24.02	25%
5.	Other types of manufactured tobacco (essence of tobacco) and all types mentioned under article 24.03	24.03	15%
6.	Essences of tobacco	24.03	50%
7.	Tobacco flavor	24.03	50%
8.	Paints and lacquer mentioned under article 32.8, 32.09, 32.10	32.8 32.09 32.10	10% 10% 10%
9.	Prepared driers mentioned under article 32.11	32.11	20%
10.	Pastes to support Glass and Resin Cement, and other pastes for stuffing, preparers of paints for surfaces non-durable of heat mentioned under article 32.14	32.14	20%
11.	Typing ink, writing or drawing ink, and other types of ink even if they were concentrated or frozen mentioned under article 32.15	32.15	10-15%
12.	Perfumes and cosmetic liquids mentioned under article 33.03	33.03	25%
13.	Make-up products, non-medical skin care products mentioned under article 33.04	33.04	20%

14.	Hair care products mentioned under article 33.05	33.05	20%
15.	Before and after shave products, deodorants, toiletries, hair removers, air refreshers mentioned under article 33.07	33.07	20%
16.	Preparers of lubrication, screws prepares, anti-rust preparers, and all materials mentioned under article 34.03	34.03	5%
17.	Preparers of shine and pigment products for shoes, furniture, surfaces, cars, glasses, metals, and all materials mentioned under 34.05	34.05	10%
18.	Gunpowder	36.01	5%
19.	Prepared explosive besides gunpowder	36.02	10%
20.	Safety fuses, Detonating fuses, Percussion caps, Igniters, Electric detonators (explosive-related materials)	36.03	10%
21.	Fireworks and signal shells mentioned under article 36.04 - Fireworks	36.04	50% 50%
22.	Others	36.04	10%
23.	Matches	36.05	5%
24.	Lighters' stones	36.06	25%
25.	Liquid gas for lighters	36.06	5%
26.	Photography- related materials mentioned under article 37.01 - X-rays related materials	37.01 37.01	20% 5%
27.	Different types of photographic films - X-rays related materials	37.02 37.02	20% 5%

28.	Photography-related materials	37.03	20%
29.	Photography-related materials	37.04	20%
30.	Photography-related materials	37.05	20%
31.	Cinematography films	37.06	20%
32.	Chemical preparers for photography mentioned under article 37.07	37.07	20%
33.	Plastic floor and wall coverings mentioned under articles 39.18, 39.19, 39.20, 39.21	39.18 39.19 39.20 39.21	15%
34.	All types of saddle, dogs' cloths, and all similar materials mentioned under article 42.01	42.01	20%
35.	Boxes and suitcases made of natural leather	42.02	15%
36.	Brief cases made of natural leather	42.02	10%
37.	Bags made of natural leather	42.02	15%
38.	Bags made of plastic or textile materials	42.02	10%
40.	Hand and shopping bags made of vegetarian materials	46.02	25%
41.	Birds cages made of vegetarians	46.02	25%
42.	Plastic Hand and shopping bags	46.029012	20%
43.	Birds cages made of plastic	46.029014	20%
44.	Un-spun raw silk	50.02	5%
45.	Silk threads and threads spun of silk waste mentioned under articles 50.05, 50.04	50.04 50.05	5%
46.	Silkworms	50.06	10%
47.	Silk and silk waste textiles	50.07	15%
48.	Knitted and crocheted furniture	63.04	20%
49.	Mosquito net	63.04	20%

50.	Protection coverings for vehicles seats	63.04	20%
51.	Pillow cases	63.04	20%
52.	Goods coverings, external umbrella, tents, sails mentioned under article 63.06	63.06	15%
53.	Life jackets and belts	63.07	20%
54.	Laundry and shoes bags and small bags for female socks and handkerchiefs made of soft textile	63.07	20%
55.	Cloths protection bags	63.07	20%
56.	Tennis-related materials	63.07	20%
57.	Coffee filters and ice-making bags	63.07	20%
58.	Composed sets of cloth woven pieces	63.08	20%
59.	Shoes with metal protective plate in the front	64.01	10%
60.	Skaters	64.02	10%
61.	Hates with all of its types according to articles 65.01, 65.02, 65.03, 65.04	65.01	10%
62.	Garden and shop umbrella	66.01	20%
63.	Equestrian wipes and similar materials	66.02	20%
64.	Parts and trappings for umbrella and sticks	66.03	10%
65.	Fans made of garnish feathers	67.01	20%
66.	Artificial papers and flowers	67.02	15%
67.	Wigs	67.03	20%
68.	Artificial beards, eyebrows, eyelashes made of human, animal or other textile materials	67.04	20%
69.	Articles of glass, office material made of lead crystal	70.13	15%

70.	Cans of perfumes	70.13	15%
71.	Aquarium	70.13	15%
72.	Censer	70.13	15%
73.	Glass cubes for mosaic	70.161010	15%
74.	Glass beads, necklaces pearls, precious or semi-precious stones and similar materials	70.181010	25%
75.	Cultured pearls	7.012100	5%
76.	Artificial diamonds	71.022900	5%
77.	Precious stones (except diamonds) and semi-precious stones mentioned under articles 71.04, 71.03	71.03 71.04	5% 5%
78.	Powder made of precious or semi-precious stones or of diamonds 71.05	71.05	5%
79.	Ordinary or silver metals covered with gold crust (raw or semi-finished) 71.090000	71.09	5%
80.	Ordinary, silver, or golden metals covered with raw or semi-finishes platinum crust 71.11	71.11	5%
81.	Jewels	71.13	5%
82.	Jewelry	71.14	5%
83.	Jewelry	71.14	10%
84.	Jewelry made of natural or cultured pearls or from precious or semi-precious stones	71.16	10%
85.	Artificial jewelry	71.17	10%
86.	Special cars for golf course	87.031000	15%
87.	Motorhome	87.032260	5%
88.	Gliders	88.011000	10%
89.	Parachute	88.040000	10%
90.	Yachts	89.03	20%

91.	Hunting bullets and similar materials	93.06	25%
92.	Swords, sears, white weapons and its parts	93.07	25%
93.	Fishing Hook and nets	95.07	20%
94.	Ivory, bones, back of turtle, horns, coral, shells, other animal materials used for carving	96.01	30%
95.	Vegetarian or metal articles	96.02	30%
96.	Fabrics for tables, cloths or sewing	96.05	5%
97.	Pipe and its parts	96.14	25%
98.	Scent and Scent similar to cosmetics	96.16	20%
99.	Mannequin	96.18	20%
100.	Hand-drawn paints	97.01	50%
101	Original statues	97.03	50%
102	Window air-conditioner	84.151020	20%
103	Air-conditioner units, central air-conditioner, and Freon	84.158121	25%
104	Chandeliers, lighting devices	94.051000	20%
105	Table lights	94.052000	20%
106	Special lights (machines lights, photography studios)	94.054020	20%
107	Dishwasher	84.221100	5%
107	Others	84.221900	5%
108	Electric heaters	84.191990	15%
109	Water, including natural and artificial, carbonated water, and ice	22.011010 22.011020 22.011030 22.019010 22.019090	15% 15% 15% 15% 15%

付録 2 (FAQ) :

①外国人の雇用

1. 外国人がイラク国内で働くには、就労許可と居住ビザが必要か。

法律に基づき、外国人従業員は就労許可と居住ビザを取得する必要がある。就労許可の有効期限は最長 1 年であり、1 年ずつ更新できる。この法律に違反した雇用主には罰金および／または禁固刑が科される。実際には、イラクで働く外国人従業員のほとんどの職種について、就労許可は必要とされない。ただし、労働省は、すべての外国人従業員に就労許可の法的要件を再適用する意図を表明している。

2. 雇用終了後、雇用主は外国人従業員を帰還させる義務があるか。

これは主に契約書で取り決める問題である。ただし、労働省は、雇用終了後、雇用主は外国人従業員を帰還させる義務があることを確認している。

3. 現地化要件はあるか（従業員数の一定割合をイラク国民にするなど）。

イラクの法律に基づき、外国人の就労許可を申請すると、管轄機関は、当該作業の遂行に外国人従業員が必要かどうか、どの程度必要かを現地自治体と共同で確認することが義務付けられている。ただし、労働力の特定の割合はイラク人で占めなければならないとする法的規定はない。政府機関との一部の契約においては、外国会社に対し、活動に現地での訓練を取り入れることが義務付けられ、地元の労働者の雇用が奨励されている。

②一般的な雇用規則

1. 労働省が用意した標準契約書のひな型に記入する必要があるか。

標準契約書のひな型に記入する要求はないが、一般に契約書は書面で作成され、少なくとも従業員の職種と報酬は規定していなければならない。このような契約書が作成されなければ、契約の存在を証明する責任を従業員自身が負うことになる。さらに、イラク労働法に規定されている従業員の最低限の福利厚生と権利が契約書に記載されている必要がある。

2. 期限付き契約または無期限契約を締結することは可能か。どちらかを選択する際に何か制限があるか。

継続的業務の場合は、作業または期間を限定して労働者を追加雇用する必要があるのではない限り、期限付き契約を締結できない。臨時または季節的な業務の場合は、期限付き契約でなければならない。

3. 試験採用期間は最長何カ月か。

従業員には最長 3 カ月の試用期間を設けることができる。ただし、その旨を雇用契約書に明確に規定しなければならない。試用期間中は予告なく解雇できる。同一の雇用主が同一の従業員に対して複数の試用期間を設けることはできない。

4. 給与所得に社会保障税や税金が課されるか。その場合、源泉徴収義務があるか。

所得税法に基づき、従業員は最大 15%の所得税を支払う義務がある。この所得税は源泉徴収が可能であり、税年度の末に清算する。

さらに、社会保障・年金法(Social Security and Pension Law)に基づき、従業員は国の提供する社会保障

給付金制度に加入することができる。ただし、従業員は基本給の 5%に相当する月々の分担金を支払、雇用主は基本給の 12~25% (組織の規模と種類により異なる) に相当する月々の分担金を支払うことを条件とする。

5. 週間の通常の労働時間（時間外手当が発生しない時間）の上限は何時間か。

原則として、通常の最長労働時間は、1日8時間であり、連続労働が5時間を超えないことを条件とする。断続的作業の通常の最長労働時間は、実労働時間が1日8時間を超えないことを条件として、1日12時間である。従業員は、曜日を固定した休息日も与えられる。重労働または危険な作業については、社会労働相は通常の最長労働時間の短縮指示を通知することができる。

6. 年次休暇は最低何日か。

完全有給休暇日数は雇用1年あたり最低20日である。重労働または危険労働を伴う業務の場合、最低日数は30日に増やされる。雇用期間が1年に満たない場合は、その年の雇用期間を案分計算した日数の有給休暇が与えられる。勤務年数が5年増えるごとに、年次有給休暇が2日追加される。

7. 病気休暇は最低何日か。

どの従業員も、会社が承認した医師または公認の医師による診断書に基づき、年間30日の有給病気休暇を取得できる。従業員に与えられる病気休暇は最大180日まで累積することができる。この期間を過ぎても回復しない場合は、労働者年金・社会保障法の規定が適用される。

8. 出産育児休暇はどのような内容か。父親の育児休暇は認められているか。

女性従業員は計72日間の出産育児休暇を取得できる（うち30日間は、公認医療機関の診断書に書かれた出産予定日より前に取得する）。出産時に合併症が発生するか多胎分娩の場合、公認医療機関は出産育児休暇を最長9カ月に延長するよう要請できる。この場合、最初の72日間は有給休暇として取得するが、残りの期間は労働者年金・社会保障法の規定が適用される。女性従業員はさらに、出産後1年間、授乳のための休憩を有給で取得することができる。ただし1日の合計時間が1時間を超えないことを条件とする。女性従業員は最長1年間の無給の育児休暇を取得することもできる。

父親の育児休暇は法的には認められていない。

9. 無期限雇用契約の解除に同意を得るには、何日前に予告する必要があるか。

従業員が無期限雇用契約の解除を希望する場合には、30 日前までに雇用主に通知しなければならない。

10. 雇用主は、どのような場合に正当な理由（重大な違法行為）で解雇できるか。

以下の場合、雇用主は従業員を解雇できる。

- 雇用主に著しく重大な損害を与える実質的な誤りを従業員が犯した場合。ただし、発生から 24 時間以内に雇用主から現地自治体の労働局に通知することを条件とする。
- 従業員が職業上の秘密を漏洩し、その結果、雇用主に損害が生じた場合。
- 従業員が職業安全上の指示に繰り返し違反した場合。ただし、職業安全指示を書面にして目に見える場所に掲示している、読み書きのできない従業員に対しては口頭で指示を伝えている、ことを条件とする。
- 従業員に勤務中の飲酒または薬物使用の明白な形跡が繰り返される場合。
- 従業員の度重なるふるまいや行為が業務の品格・品位に影響を及ぼしている場合。
- 勤務時間中であるか否かによらず、雇用主、代表者、または上司に暴力をふるった場合。ただし、事件発生から 24 時間以内に雇用主から現地自治体の労働局に通知することを条件とする。
- 勤務時間中、同僚に対して犯罪または軽犯罪を犯したことが裁判所の最終判決で確認された場合。
- 裁判所の最終判決で 1 年を超える禁固刑が宣告された場合。
- 任意の 1 年の期間中、正当な理由なく断続的に 20 日を超える期間または連続して 10 日を超える期間欠勤した場合。ただし、連続欠勤の場合、欠勤の最初の 5 日間に雇用主が職場の掲示板に通知を掲示し、そのコピーを組合に送付することを条件とする。断続的欠勤の場合は、断続的欠勤が 15 日続いた後、出勤した従業員に雇用主から警告書を手渡すことを条件とする。

11. 成績不良または重大な違反行為のため解雇する場合、解雇前に懲罰的手続きを行う義務があるか。

徹底した調査を実施し、関連する代理人の立ち会いのもとで従業員の弁明を聴取した場合に限り、罰則を科すことができる。従業員に対しては、調査終了から 15 日以内に書面で決定事項を通知する。従業員は決定事項に対して裁判所で異議を申立てることができる。

12. 雇用終了時に退職手当を支払うべきか。その場合の計算方法は？

従業員の保証勤務期間が終了する場合で、受給要件を満足していないか第三者からの年金全額を受給資格を持つという理由で年金が支払われない場合、勤務終了時の補償金として一括払金を与えられる。金額の計算は平均月給をベースにする。すなわち、従業員の平均月給に勤務月数を掛け、12 で割ることによって算出する。1 カ月未満は 1 カ月とみなす。上述の支払は以下の場合に適用される。

- 労働法第 33 条に従い、男性は 60 歳、女性は 55 歳に達した場合。
- 勤務期間の保証された女性が結婚または自己都合により退職する場合。
- 従業員が完全に労働法および労働者年金・社会保障法の対象でなくなった場合（国家公務員または雇用主になるなど）。
- 従業員が恒久的に国を離れる意向であり、労働相が出国を認めている場合。

(報告書作成委託先現地コンサルティング事務所：Al Tamini & Co、
報告書改定版作成委託先現地法律事務所：Nuri Yaba Law Office)